

8-⑤ 視覚・聴覚

こうとう区報（点字版・音声版）

- 対象者** 区内在住の視覚障害者
- 内 容** (1) 点字版：B 5 判
(2) 音声版（声の広報）：CD版・デージー版
「こうとう区報」の内容をお知らせするため、希望する視覚障害者に発送します。
- 問合せ** [点字版]
広報広聴課広報係
☎ 03-3647-2299 FAX03-5634-7538
[音声版]
江東区障害者福祉センター
☎ 03-3699-0316 FAX03-3647-4918
〒135-0011 扇橋 3-7-2
※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～令和 8 年 1 月（予定）まで一時移転します
（一時移転先）〒135-0052 潮見 2-8-7（電話番号・FAX 変更なし）

ホームページ（区公式）の音声読み上げ

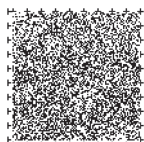
- 対象者** 視覚障害者
- 内 容** 区公式ホームページに合成音声による自動読み上げ機能を搭載
- 問合せ** 広報広聴課広報係
☎ 03-3647-2299 FAX03-5634-7538

区議会だより（音声版）

- 対象者** 区内在住の視覚障害者
- 内 容** 年 6 回発行している「江東区議会だより」の CD 版・デージー版（声の区議会だより）を希望する視覚障害者に発送します。
- 問合せ** 江東区障害者福祉センター
☎ 03-3699-0316 FAX03-3647-4918
〒135-0011 扇橋 3-7-2
※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～令和 8 年 1 月（予定）まで一時移転します
（一時移転先）〒135-0052 潮見 2-8-7（電話番号・FAX 変更なし）

点訳等サービス

- 対象者** 区内在住で、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者
- 内 容** 視覚障害者が所有する日常生活上の文書の点訳、墨訳、対面朗読のサービス
利用料：無料 ※郵送等の費用は自己負担です。
- 申 請** 事前に電話または窓口にてお問合せください。
予約受付時間：午前 9 時～午後 5 時



問合せ 江東区障害者福祉センター

☎ 03-3699-0316 FAX03-3647-4918

〒135-0011 扇橋 3-7-2

※大規模改修につき、令和6年11月～令和8年1月（予定）まで一時移転します
（一時移転先）〒135-0052 潮見 2-8-7（電話番号・FAX 変更なし）

点字図書の給付

対象者 点字によって情報を入手する視覚障害者

内 容 点字出版施設で制作した点字図書（月刊・週刊等で発行される雑誌除く）を、一般図書の価格相当額にて給付します。

申 請 必要なもの

(1) 身体障害者手帳

(2) マイナンバーカードまたは通知カード

(3) 点字図書発行証明書（点字出版施設が発行）

※申請は郵送可。詳細はお問合せください。

問合せ 障害者支援課身体障害相談係

☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）FAX03-3647-4910

点字図書館

対象者 視覚障害者

内 容 点字図書・録音図書の製作・貸し出しなどを行っています。

問合せ 日本点字図書館（サピエ図書館利用申し込み・問合せはこちら）

☎ 03-3209-0241 FAX03-3204-5641

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

日本視覚障害者団体連合点字図書館

☎ 03-3200-6160 FAX03-5388-1413

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

☎ 03-3200-0987 FAX03-3200-0608

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-14-20

ロゴス点字図書館

☎ 03-5632-4428 FAX03-5632-4454

〒135-8585 江東区潮見 2-10-10

代筆・代読支援

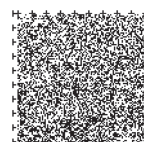
対象者 区内在住で、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者

内 容 視覚障害により読み書きが困難な方に対して、生活に必要な申請書等の代筆、郵便物・新聞等の代読を行うヘルパーを自宅に派遣します。

※自宅以外の場所にはヘルパーを派遣できません。

利用料：無料

利用時間：1回2時間以内で、1ヶ月4時間まで



※1時間未満の端数があった場合は、切り上げて1時間とします。

申請 申請書を障害者施策課に提出し、利用登録を行います。

※電話でお問い合わせいただいた場合、区職員が申請書を代筆します。

区から受給者証が送付されましたら、区指定の業者へ、利用者が電話で直接予約を行います。

問合せ 障害者施策課施策推進係

☎ 03-3647-4749 FAX03-3699-0329

手話による区政情報発信

対象者 聴覚障害者

内容 区ケーブルテレビ11chで放送している区政情報番組「江東ワイドスクエア」において、区のさまざまな取り組みなどを5分間にまとめた特集番組を手話付きで紹介します。

問合せ 広報広聴課報道係

☎ 03-3647-8589 FAX03-5634-7538

手話通訳者の派遣

対象者 (1) 区内在住者で身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者および言語障害者

(2) 聴覚障害者を主たる構成員とする身体障害者福祉団体

内容 聴覚障害者や言語障害者が健聴者と話しをする場合、または公的機関などが聴覚障害者等をまじえた会合で手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣または推薦します。

費用：無料

申請 派遣希望日の7日前までに下記の窓口、FAX またはオンラインフォーム（URL：<https://logoform.jp/f/EEVM7>）で、ご申請ください。

問合せ 江東区ボランティア・地域貢献活動センター

☎ 03-3645-4087 FAX03-3647-5835

メールアドレス sw.haken@koto-shakyo.or.jp

〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階

※東京手話通訳等派遣センターを利用する場合も、江東区ボランティア・地域貢献活動センターが申込窓口となります。



電話リレーサービス

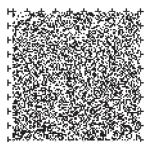
対象者 聴覚や発話に困難のある方

内容 聴覚や発話に困難のある方とそうでない方との会話を通訳オペレータが手話や文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。
※詳しくは、総務大臣より提供機関として指定を受けた、（一財）日本財団電話リレーサービスへお問い合わせください。

問合せ 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

☎ 03-6275-0912 FAX03-6275-0913

ホームページ <https://www.nftrs.or.jp>



要約筆記者の派遣

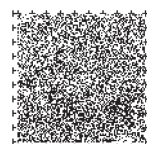
- 対象者** 聴覚障害者団体、区内在住者で身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者および言語障害者で、要約筆記を必要とする方
- 内 容** 手話習得の困難な中途失聴、難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記者を派遣します。(東京手話通訳等派遣センターに派遣依頼を行います。)
費用：無料
- 問合せ** 障害者施策課施策推進係
☎ 03-3647-4749 FAX03-3699-0329

聴覚障害者向け映像ライブラリー事業

- 対象者** 聴覚障害者（聞こえる方が利用可能なものもあります。）
※ 16mm 字幕付映画フィルムの取扱は 16mm フィルム映写の資格取得者に限ります。
- 内 容** 字幕・手話付のビデオテープ・DVD・16mm 字幕付映画フィルムの貸出し（上映会で利用できるものもあります）。お申込みは、FAX または当センターホームページにて受付けています。
開館時間：火・水・木・土曜日 午前 10 時～午後 5 時
金曜日 午前 10 時～午後 7 時
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館
費用：無料（郵送の場合送料は自己負担）
- 問合せ** 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
☎ 03-6833-5004 FAX03-6833-5005
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
メールアドレス video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

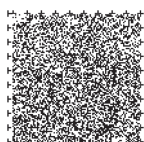
文化教養講座（聴力障害者情報文化センター）

- 対象者** 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者（身体障害者手帳の有無は不問）
※一部のプログラムは聞こえる方も参加可能
- 内 容** 絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付映画上映、教養講座、交流サロン等
開館時間：火・水・木・土曜日 午前 10 時～午後 5 時
金曜日 午前 10 時～午後 7 時
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館
費用：原則無料（内容によって材料費や道具代がかかります。）
※開催時期、回数、費用等はお問い合わせください。
- 問合せ** 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
☎ 03-6833-5004 FAX03-6833-5005
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
メールアドレス soudan@jyoubun-center.or.jp
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>



盲ろう者の支援（東京都盲ろう者支援センター）

- 対象者** 視覚と聴覚の両方に障害のある方
- 内 容** 訓練：コミュニケーション、パソコン、生活について、盲ろう者の自立を目的とした訓練を個別に提供します。
社会参加促進：盲ろう者の社会参加の支援として、交流会や学習会を開催します。
総合相談支援：盲ろう者や盲ろう者に関係する方から相談を受け、情報提供や問題解決の支援を行います。
開館時間：月～金 午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時
※ただし、祝日および年末年始を除く
費用：無料（ただし場合によって参加費の負担あり）
- 問合せ** 東京都盲ろう者支援センター
☎ 03-6228-1282 FAX03-6228-1283
〒162-0832 新宿区岩戸町 4 87ビルディング岩戸町 2 階
ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp/about/business/tokyo/>
メールアドレス tokyo-db@tokyo-db.or.jp



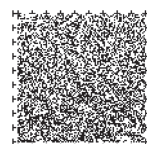
9 自動車・タクシー

福祉タクシー券

- 対象者** (1) 身体障害者手帳 1 級
※視覚障害を含む方は 1・2 級、下肢・体幹および移動機能障害を含む方は 1～3 級
(2) 愛の手帳 1・2 度
受給できない方
(1) 施設入所中または病院等に入院中の方（詳細はお問い合わせください）
(2) 自動車燃料費（ガソリン代）助成を受けている方
- 内 容** 東京 23 区・武蔵野市・三鷹市を起点とした乗車に使用できるタクシー券（月額 3,650 円）を交付します。
申請時に当該年度分をお渡しして、翌年度からは 3 月下旬に 1 年間分を郵送します。
- 申 請** 必要なもの（※申請は郵送可）
(1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- 問合せ** 障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

自動車燃料費助成

- 対象者** 次のいずれにもあてはまる方
(1) 身体障害者手帳 1 級または愛の手帳 1・2 度
※視覚障害を含む方は 1・2 級、下肢・体幹および移動機能障害を含む方は 1～3 級
(2) 本人または同一生計の方が所有する車が、自動車税または軽自動車税の減免を受けていること
受給できない方
(1) 施設入所中または病院等に入院中の方（詳細はお問い合わせください）
(2) 福祉タクシー券の支給を受けている方
- 内 容** 自動車燃料費を月額 3,650 円を限度として助成します。
請求月 1・4・7・10 月に、請求月の前 3 か月分の燃料費の領収書と請求書を提出してください。指定の金融機関口座に振込みます。
- 申 請** 必要なもの（※申請は郵送可）
(1) 本人の身体障害者手帳または愛の手帳
(2) 本人または同一生計の方の運転免許証又はマイナ免許証
(3) 本人または同一生計の方が所有する車の自動車検査証
(4) 上記車両の当該年度の自動車税または軽自動車税の減免通知書
(5) 受給者名義の口座情報が確認できるもの
- 問合せ** 障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

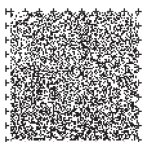


リフト付福祉タクシー

- 対象者** 在宅の方で車いすを利用または寝たきりの状態にある次の方
(1) 身体障害者手帳 1 級
※視覚障害を含む方は 1・2 級、下肢・体幹及び移動機能障害を含む方は 1～3 級
(2) 愛の手帳 1・2 度
受給できない方
施設入所中または病院等に入院中の方（詳細はお問い合わせください）
- 内 容** 一般の交通手段を利用することが困難な重度の障害のある方等のため、車いす・ストレッチャーのまま乗れるリフト付福祉タクシーを運行します。東京 23 区・武蔵野市・三鷹市を起点とした乗車に限りです。
利用料金：一般の普通車タクシーと同じ。実際に乗車した距離の料金は利用者負担。
江東区発行の福祉タクシー券が利用できます。
乗車定員：車いす 2 台またはストレッチャー 1 台と付き添いの介護者 4 名まで。
利用目的：問いませんが、通学、通勤など通年の利用はできません。
運行時間：毎日午前 8 時から午後 8 時まで
- 申 請** 身体障害者手帳または愛の手帳を持って障害者支援課で利用登録し、利用者が区指定のタクシー会社に認定番号を伝え、直接予約をします。
予約は利用日の 1 か月前からできます。（※申請は郵送可）
- 問合せ** 障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

自動車改造費の助成

- 対象者** 次のすべてにあてはまる方
(1) 運転免許証を交付されている
(2) 身体障害者手帳の上肢・下肢または体幹機能障害 1・2 級
(3) 自ら運転する自動車を所有する
(4) 前年の所得が障害児福祉手当の所得制限基準額以下である
※世帯に一定所得以上の方がいる場合は対象になりません。
- 内 容** 自動車購入の際にアクセル、ブレーキ等の改造が必要な場合、改造に要する費用について 133,900 円を限度に助成します。
- 申 請** 必要なもの
(1) 改造を行う業者の見積書
(2) 運転免許証の写し、またはマイナ免許証を有していることが確認できる書類
(3) 車検証（原本）
(4) 身体障害者手帳
(5) 前年所得状況を明らかにする書類
(6) マイナンバー確認書類
※申請は郵送可。詳細はお問合せください。
- 問合せ** 障害者支援課身体障害相談係
☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
FAX03-3647-4910



自動車運転教習費の助成

対象者 次のいずれにもあてはまる方

(1) 身体障害者手帳 1 ～ 3 級または愛の手帳をお持ちの方

※内部障害は 4 級、下肢または体幹機能障害は 5 級までで歩行困難な方

(2) 公安委員会の適性試験に合格した方（内部障害および知的障害は適性試験対象外）

(3) 区内に 3 か月以上居住する 18 歳以上の方

(4) 前年の所得税が 40 万円以下であること

内 容 普通自動車運転免許を取得または免許にかかる排気量の限定解除をする場合、費用の一部を助成します。

助成額：入所料、講習料、教材費等実支出額の 3 分の 2 で、下表の金額を限度とします。

前年の所得税額	補助限度額
0 円	164,800 円
1 ～ 42,000 円	144,200 円
42,001 ～ 400,000 円	123,600 円

※排気量の限定解除の助成は実支出額で 20,600 円を限度とします。

申 請 申請の際は事前にご連絡ください。

必要なもの

(1) 住民票、所得税課税状況を明らかにする書類

(2) 自動車教習所の料金表

(3) 適性試験受験結果を明らかにした書類（内部障害および知的障害は適正試験の対象外）

(4) 身体障害者手帳または愛の手帳

(5) マイナンバーカードまたは通知カード

(6) 限定解除の場合は運転免許証の写し、またはマイナ免許証を有していることが確認できる書類

※申請は郵送可。詳細はお問合せください。

問合せ 障害者支援課 FAX03-3647-4910

身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）

愛の手帳相談係 ☎ 03-3647-4954

ハンディキャブの貸出

対象者 日常生活で車いすを使用している区内在住の方のうち、江東区社会福祉協議会の賛助会員である方

内 容 ハンディキャブ（リフト付ワゴン車）の貸出し

使用範囲：使用 1 回の総走行距離は、江東区社会福祉協議会（東陽 6-2-17）を中心に 300km 以内。使用は原則月 4 回まで。最大 2 泊 3 日。

費用：燃料費のほか駐車料金、有料道路の通行料等の実費負担。

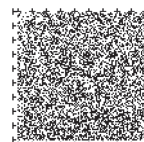
※運転者の確保が難しい場合は、運転ボランティアの紹介も可能です。

※運転ボランティアは車の運転・乗降時のみのお手伝いです。その他の介助はいたしませんので必ず介助者をつけてください。なお、運転ボランティアは日帰りのみです。

申 請 申請には登録が必要です（登録は 1 年更新）

必要なもの

(1) 身体状況のわかるもの（障害者手帳・介護保険証など）



(2) 運転する方の免許証（21 歳以上の方に限る）

登録後使用希望日の車両の空き状況を確認し、10 日前までに使用申込書を提出

問合せ 江東区ボランティア・地域貢献活動センター

☎ 03-3645-4087 FAX03-3699-6266

〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階

駐車禁止等除外標章の交付

対象者 下記に該当する手帳の種別、障害の区分・級別に該当する手帳をお持ちの方

手帳の種類	障害の区分		等級	
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴覚障害		2 級または 3 級	
	平衡機能障害		3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1 級、2 級の 1 または 2 級の 2（両上肢に著しい障害がある方）
		下肢機能障害		1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害		1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能	1 級または 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能		1 級から 4 級までの各級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害		1 級または 3 級	
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害		特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳（療育手帳）	1 度または 2 度			
精神障害者 保健福祉手帳	1 級			
小児慢性特定疾病 医療受給者証	色素性乾皮症の認定を受けている方			

内 容 東京都公安委員会発行の標章を自動車に掲示することで、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び時間制限、駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除外されます。

申 請 必要なもの

(1) 申請書（各警察署窓口または警視庁ホームページよりダウンロード）

(2) 障害者手帳等（精神障害者保健福祉手帳の方は自立支援医療受給者証を持参）

(3) 本人であることを確認するに足る書面

（例：運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し（発行日から 3 か月以内のもの））

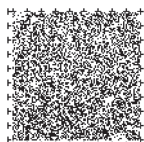
※代理申請の場合はお問い合わせください。

問合せ 居住地を管轄する警察署

深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 〒135-0042 木場 3-18-6

城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 〒136-0073 北砂 2-1-24

東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110 〒135-0064 青海 2-7-1



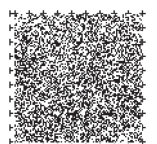
10 公共交通

都営交通無料乗車券

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる方
(1) 身体障害者手帳をお持ちの方
(2) 愛の手帳をお持ちの方
(東京都シルバーパスまたは精神障害者都営交通乗車証の所持者は対象外です。)
- 内 容** 都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付します。
無料乗車券を提示すると運賃が無料になります。
- 申 請** 必要なもの
(1) 身体障害者手帳または愛の手帳
(2) 現在お使いの無料乗車券（更新の場合）
受付場所：障害者支援課（新規・更新）（磁気式）
都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（更新）（IC カード式）
磁気式から IC カード式への変更：都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
- 問合せ** 障害者支援課 FAX03-3647-4910
身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
愛の手帳相談係 ☎ 03-3647-4954

都営交通の介護者割引

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる方
(1) 身体障害者手帳をお持ちの方の介護者
※都営地下鉄は次のいずれかの場合に限ります。
①第1種身体障害者手帳をお持ちの方の介護者
②第2種身体障害者手帳をお持ちの方が12歳未満で、かつ定期券を利用する時の介護者
(2) 愛の手帳を所持する方の介護者
- 内 容** 手帳を提示すると割引を受けられます。無料乗車券のみの提示では、介護者割引の適用はありませんのでご注意ください。
割引率：普通乗車券、定期券とも5割引（都営バス定期券は3割引）
- 問合せ** 23区内の都電、都バス、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
都営交通お客様センター ☎ 03-3816-5700

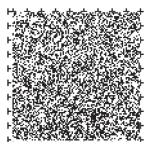


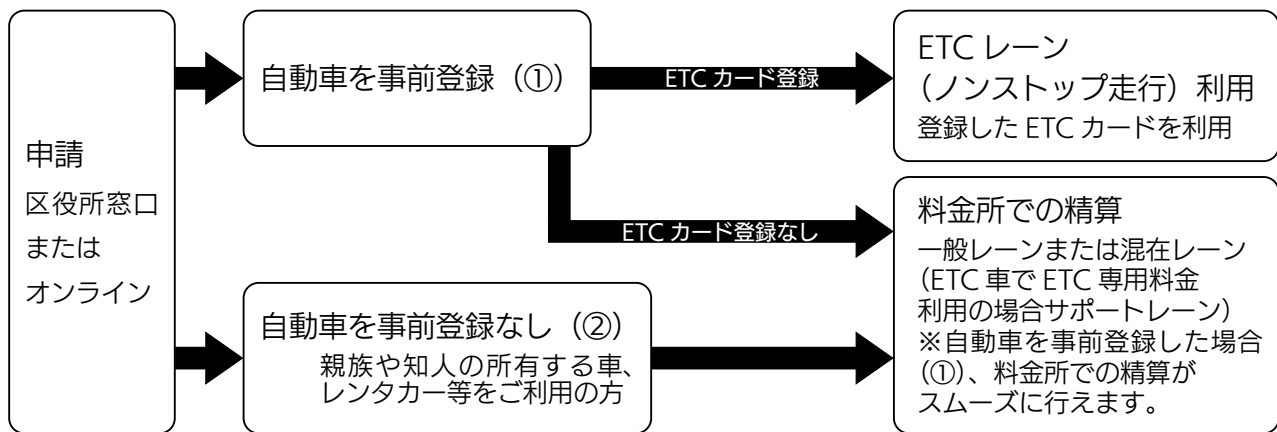
精神障害者都営交通乗車証

- 対象者** 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（東京都シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。）
- 内 容** 都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車証を交付します。乗車証を提示すると運賃が無料になります。
- 申 請** 必要なもの
(1) 乗車証発行窓口にある申請書
(2) 精神障害者保健福祉手帳（別冊を含む一式）
(3) 乗車証（更新の場合）
- 問合せ** 東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当
☎ 03-5320-4464
23 区内の都電・都営バスの定期券発売所（紙券）
23 区内の都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（磁気券、IC カード）

有料道路通行料金の割引

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる方で、事前に窓口またはオンラインで申請された方
※必ず事前の申請が必要です
(1) 身体障害者ご本人が自動車を運転する場合（身体障害者手帳 1 ～ 6 級）
(2) 重度（第 1 種）身体障害者または重度（第 1 種）の知的障害者が、介護者の運転する自動車に乗車する場合
- 内 容** 割引率：5 割引
対象車両：
①自動車を事前登録する場合（ETC レーンやスマートインターチェンジご利用の場合は、自動車の事前登録が必要となります。）
※障害者本人が運転する乗用自動車などで、原則として障害者本人または家族が所有する自動車（営業用は除く）
②自動車を事前登録しない場合（料金所の ETC 専用レーン、スマートインターチェンジはご利用いただけません。）
・知人等の所有する自動車
・レンタカー
・車検時の代車
・タクシー（第 1 種の方のみ）
・福祉有償運送車両（第 1 種の方のみ）、等
※重度の障害者（第 1 種）の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時、または、乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。
利用方法：
①の場合：ETC 専用レーンやスマートインターチェンジをノンストップでご利用いただけます。（事前登録した自動車のみ）
①の場合で、料金所にて現金等で支払う場合や、②の場合で通行料金を支払う際、料金所で手帳を提示し、料金所係員の確認を受けます。





申 請 次のいずれかの方法で申請いただけます

(1) 窓口での申請：

区役所窓口で手帳に必要な事項の記入等を受けてください。

必要なもの：

書類名	手続き内容		必要なケース
	①の場合	②の場合	
障害者ご本人の手帳	○	○	常に必要
車検証原本	○	×	自動車を登録する場合
割賦契約書またはリース契約書	○	×	割賦契約または長期リースで自動車を利用されている場合
ETC カード	○	×	ETC レーンご利用の場合
ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等	○	×	ETC レーンご利用の場合
運転免許証またはマイナ免許証を有していることが確認できる書類	○	○	障害者ご本人が運転される場合（第 2 種の方）

※ 2023 年 1 月以降に自動車検査証（車検証）を発行された方は、車検証原本に加え、「自動車検査証記録事項」（紙に印刷されたもの、または、スマートフォンの車検証閲覧アプリで読み取った画面の提示）も必要です。

※割賦契約または長期リースの方の「使用者の氏名または名称」は、原則として障害者本人または家族のみとなります（営業用は除く）。

(2) オンラインによる申請：

詳細については、以下の URL からご確認ください。

オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。



問合せ 障害者支援課 FAX03-3647-4910

身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）

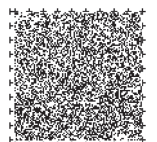
愛の手帳相談係 ☎ 03-3647-4954

首都高お客様センター（24 時間）

☎ 03-6667-5855（通話料有料）FAX03-3249-1161

首都高速道路株式会社

ホームページ：https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/



民営バス料金の割引

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる方
 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方と介護者（介護者は第1種のみ）
 (2) 愛の手帳をお持ちの方と介護者
 (3) 東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** 割引率：上記(1)(2)の方：5割引 ※定期券は3割引（小児定期は割引なし）
 上記(3)の方：5割引 ※定期券は割引なし
- 利 用** 障害者本人が利用する場合は、運賃支払いの際に手帳を提示して下さい。
 身体障害者手帳第1種または愛の手帳をお持ちの方で介護者を必要とする場合は、手帳を持参し、事前に「心身障害者民営バス乗車割引証」の交付を受けてください。
- 問合せ** 対象(1)(2)の方 障害者支援課 FAX03-3647-4910
 身体障害相談係 ☎03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
 愛の手帳相談係 ☎03-3647-4954
 対象(3)の方 各バス会社へお問い合わせください。

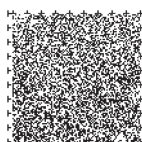
JR 旅客運賃の割引

- 対象者** 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者
- 内 容**

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種障害者が介護者と利用する場合	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券 普通急行券	5割 介護者も同率	全線
12歳未満の第2種障害児が介護者と利用する場合	定期券（小児を除く）		
第1種及び第2種障害者が1人で利用する場合	普通乗車券	5割	全線 ※片道100kmを越える区間に限る。

※第1種と第2種の区分は手帳に記載されています。

- 利 用** 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を発売窓口提示し、乗車券等を購入してください。なお、乗車中は必ず手帳を携帯してください。
- 問合せ** JR 各駅



私鉄旅客運賃の割引

対象・内容 JRの場合に準じますが、異なる場合もあります。

利 用 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を発売窓口に提示し、乗車券等を購入してください。乗車中は必ず身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を携帯してください。

詳細は各鉄道事業者にお問い合わせください。

問合せ 私鉄各駅

タクシー運賃の割引

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内 容 運賃が1割引になります。

※精神障害者割引については、一部未実施の事業者があります。

利 用 乗車時にタクシー乗務員に手帳に貼付された写真を提示してください。

問合せ 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

☎ 03-3264-8080 FAX03-3221-7665

〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館6階

航空運賃の割引

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方とその介護者1名

※一部の航空運送事業者において、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されます。

内 容 国内線の航空機を利用する場合、運賃の割引制度があります。

割引の内容や対象者等は、会社により異なりますので、詳細は各航空会社へお問い合わせください。

問合せ 各航空会社

フェリー旅客運賃の割引

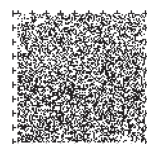
対象者 身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方とその介護者1名（第2種身体障害者は本人のみ）

※一部の事業者において、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対しても割引制度が適用されます。

内 容 障害者がフェリーを利用する場合、運賃の割引制度があります。

割引の内容や対象者等は、会社により異なりますので、詳細は各フェリー会社へお問い合わせください。

問合せ 各フェリー会社



11 公共料金

NHK 受信料の減免

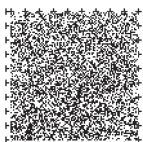
- 対象者** (1) 全額免除になる世帯
身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、全員が住民税非課税の世帯
(2) 半額免除になる世帯
① 視覚・聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の世帯
② 重度の障害者（身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級）の方が世帯主で受信契約者の世帯
- 申 請** 問合せ窓口到手帳と印かんを持参し、「放送受信料免除（半額免除）証明書」の交付を受け、NHK に提出してください。
※申請は郵送可。詳細はお問合せください。
- 問合せ** 障害者支援課身体障害相談係
☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）FAX03-3647-4910
障害者支援課愛の手帳相談係
☎ 03-3647-4954 FAX03-3647-4910
各保健相談所管理係（→ 11 ページ）
[提出先] NHK 首都圏局 東京東オフィス
☎ 03-3343-1045
〒160-8790 新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー 27 階

水道・下水道料金の減免

- 対象者** 特別児童扶養手当を受給している世帯
※児童扶養手当を受給されている世帯、生活保護世帯も同内容の減免があります。
- 内 容** 申請により、水道料金は基本料金と 1 か月当たり 10m³ までの従量料金の合計額、下水道料金は 1 か月当たり 8m³ までの料金が免除されます。
- 問合せ** 東京都水道局お客さまセンター
☎ 0570-091-100 FAX03-5790-0572
東京都水道局江東営業所
〒136-0075 新砂 1-7-2

粗大ごみ等収集手数料の減免

- 対象者** 特別児童扶養手当を受給している世帯
※生活保護世帯、児童扶養受給世帯、災害等で被災された世帯にも減免があります。
- 内 容** 申請により、粗大ごみ等収集手数料が減免になります。
- 問合せ** 粗大ごみ受付センター ☎ 03-6431-9997



郵便料金の割引

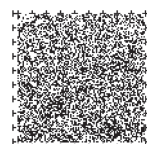
- 内 容** (1) 点字郵便物、盲人用の録音物（特定盲人施設の発注するもの）で開封のものは無料
(2) 点字ゆうパック、心身障害者用ゆうメールは、割安な運賃形態があります。
(3) 心身障害者団体発行の第三種郵便物は認可条件、料金に特例があります。
- 問合せ** 日本郵便（株）深川郵便局 ☎ 0570-943-708 〒135-8799 東陽 4-4-2
日本郵便（株）城東郵便局 ☎ 0570-943-919 〒136-8799 大島 3-15-2

郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の無償配付

- 対象者** 身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度の方
- 内 容** 年 1 回、4～5 月に、通常郵便はがき 20 枚を無料で郵便局からお届けします。
- 申 請** 最寄りの郵便局窓口で身体障害者手帳または愛の手帳を提示し申込書を提出、もしくは身体障害者手帳または愛の手帳の写しと申込書を最寄りの郵便局に郵送
- 問合せ** 日本郵便（株）深川郵便局 ☎ 0570-943-708 〒135-8799 東陽 4-4-2
日本郵便（株）城東郵便局 ☎ 0570-943-919 〒136-8799 大島 3-15-2

NTT 東日本ふれあい案内（無料番号案内）

- 対象者** (1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかにあてはまる方
① 視覚障害 1～6 級
② 肢体不自由 1・2 級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
③ 聴覚障害 2 級、3 級、4 級、6 級（1 級、5 級はなし）
④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3 級、4 級（1 級、2 級はなし）
(2) 愛の手帳をお持ちの方
(3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
(4) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかにあてはまる方
① 視力障害 特別項症～第 6 項症
② 上肢障害 特別項症～第 2 項症
③ 聴覚障害 第 2 項症、第 4 項症
④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症
- 内 容** 104 番利用時、「ふれあい案内」と申し出のあと、登録電話番号と暗証番号を告げると、無料で番号案内を行います。公衆電話からの利用時も同様です。令和 8 年 4 月 1 日から利用方法が変更になります。
- 申 請** 事前の届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 問合せ** NTT 東日本ふれあい案内事務局
☎ 0120-104174（フリーダイヤル） FAX0120-104134（フリーダイヤル）



携帯電話使用料等の割引

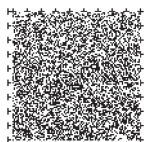
対象者 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方
内 容 基本使用料や各種サービス料金が割引になります。
問合せ 各携帯電話会社にお問い合わせください。

自転車駐車場の使用料減額

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
内 容 区立自転車駐車場の定期利用をする場合、使用料が通常の半額になります。
申 請 各自転車駐車場の管理室で手帳をご提示ください。(コピー可)
問合せ 地域交通課自転車対策係
☎ 03-3647-4789 FAX03-3647-9287

公園施設の使用料減額

対象者 (1) 豎川河川敷公園フットサル場：障害者団体
(2) 横十間川親水公園ボート場、豎川河川敷公園カヌー・カヤック場、自動車駐車場：区内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※対象施設はすべて区立公園に設置されているものに限りです。
内 容 上記(1) 使用料の半額免除
上記(2) 使用料の全額免除
申 請 上記(1) 予約時に申請意思を伝え、当日現地で使用料免除申請書に記入
上記(2) 現地で施設利用時に手帳を提示
※詳細は各事務所等にお問い合わせください。
問合せ [豎川河川敷公園 フットサル場、カヌー・カヤック場]
豎川河川敷公園管理事務所
☎ FAX03-5875-2319
[横十間川親水公園 ボート場]
施設保全課水辺と緑の事務所
☎ 03-5683-5581 FAX03-5683-5585
[自動車駐車場]
豎川河川敷公園 豎川河川敷公園管理事務所
☎ FAX03-5875-2319
若洲公園 統轄事業者 ECOPA 若洲(株)
☎ 03-3431-0674
豊洲ぐるり公園 豊洲ぐるりパークセンター
☎ 03-3520-8819 FAX03-3520-8829
仙台堀川公園(砂町区民農園) 砂町区民農園管理事務所
☎ 070-3250-3694



区民農園自動車駐車場の使用料免除

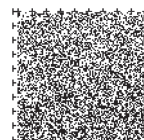
- 対象者** 区民農園利用者で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** (1) 城東区民農園：上記対象者のみ利用可能（無料）
 (2) 夢の島区民農園：使用料の全額免除
 ※砂町区民農園については、P.92「公園施設の使用料減額」をご参照ください。
- 申 請** 上記(1) 事前に電話にて下記問い合わせ先に連絡
 上記(2) 現地で施設利用時に手帳を提示
 ※詳細は各事務所等にお問い合わせください。
- 問合せ** 城東区民農園管理事務所
 ☎ 080-1250-4252
 夢の島区民農園管理事務所
 ☎ 080-4427-7375 FAX03-3521-9301

屋内スポーツ施設の利用料減免

- 対象者** 身体障害者手帳、愛の手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** (1) 体育室・プール（深川スポーツセンター除く）利用料
 ・区内在住の場合、全額免除
 ・区外在住の場合、5割減額
 (2) トレーニング室利用料
 ・区内外問わず、5割減額
 (3) 駐車場利用料
 ・区内外問わず、全額免除
- 申 請** ご利用の際、障害者手帳を受付窓口で提示してください。
- 問合せ** 公益財団法人江東区健康スポーツ公社
- | | | |
|-------------|----------------|-----------------|
| 江東区スポーツ会館※ | ☎ 03-3649-1701 | FAX03-3649-3123 |
| 深川スポーツセンター | ☎ 03-3820-5881 | FAX03-3820-5884 |
| 亀戸スポーツセンター | ☎ 03-5609-9571 | FAX03-5609-9574 |
| 有明スポーツセンター | ☎ 03-3528-0191 | FAX03-3528-0192 |
| 東砂スポーツセンター | ☎ 03-5606-3171 | FAX03-5606-3176 |
| 深川北スポーツセンター | ☎ 03-3820-8730 | FAX03-3820-8731 |
- ※スポーツ会館は改修工事のため休館中（令和8年3月末まで（予定））

屋外スポーツ施設の利用料減免

- 対象者** 身体障害者手帳、愛の手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** (1) 区営運動場（野球場、庭球場、運動場、スケートボードパーク）利用料：区内外問わず、5割減額
 (2) 夢の島総合運動場利用料：区内外問わず、5割減額
 (3) 越中島プール利用料：区内在住の場合は全額免除、区外在住の場合は5割減額
 (4) 駐車場利用料：区内外問わず、全額免除
- 申 請** ご利用の際、障害者手帳を受付窓口で提示してください。
- 問合せ** 江東スポーツ施設運営パートナーズ
 屋外スポーツ施設事務所 ☎ 03-3522-0846 FAX03-3522-0855



12 税

所得税の障害者控除

対象者 次のいずれかにあてはまる方

- (1) 身体障害者手帳 1 ～ 6 級
- (2) 愛の手帳 1 ～ 4 度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級
- (4) 精神上の障害により事理弁識する能力を欠く状況にある方
- (5) 寝たきりで複雑な介護を要する方
- (6) 年齢 65 歳以上の方で、(1) または (3) に準ずると市区町村長または特別区の区長に認定を受けている方

内 容 納税者自身が障害者であるときまたはその同一生計配偶者や扶養親族の方が障害者であるときは、申告により所得金額より控除額を差引くことができます。

控除種類	該 当	控除額
障害者控除	身体 3 ～ 6 級・知的 3 ～ 4 度・精神 2 ～ 3 級	27 万円
特別障害者控除	身体 1 ～ 2 級・知的 1 ～ 2 度・精神 1 級および上記 (4)(5)	40 万円
特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者または納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている方（同居特別障害者に該当）		75 万円

問合せ 江東西税務署 ☎ 03-3633-6211（自動音声） 〒 135-8311 猿江 2-16-12
江東東税務署 ☎ 03-3685-6311（自動音声） 〒 136-8505 亀戸 2-17-8

住民税の障害者控除

対象者 障害者本人または障害者を扶養している方

※身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等または障害者控除対象者認定書（介護保険課在宅支援係）をお持ちの方

内 容 特別区民税・都民税の申告により所得控除を受けることができます。

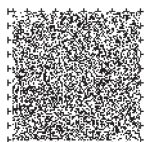
年末調整や確定申告等で障害者控除の申告をされた方は、特別区民税・都民税の申告の必要はありません。

種 類	控除額
障害者控除（1 人につき）	26 万円
特別障害者控除（1 人につき）	30 万円
※同居特別障害者に該当する場合	53 万円

※障害者本人の合計所得金額が 125 万円以下（令和 3 年度以降は 135 万円以下）の場合は非課税となります。

問合せ 課税課課税計画係・課税第一係・課税第二係

☎ 03-3647-8001・03-3647-8002・03-3647-8004 FAX03-3647-4822



高齢者の方に対する税法上の障害者控除

対象者 次のすべてにあてはまる方

- (1) 区内在住で 65 歳以上である
- (2) 要介護 1 ～ 5 の認定を受けている ※要支援 1・2 の方は該当しません。
- (3) 身体または認知症の状態が区で定めた基準に該当する

内 容 (1) 確定申告や住民税申告等で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

(2) 認定書の交付を受けることにより、障害者手帳をお持ちでなくても「(特別) 障害者控除」の対象となります。

※要介護 4・5 の方は、住民税申告に限り、介護保険証の提示により特別障害者控除の対象となり、上記認定書は不要です。

※認定書は障害者控除対象年の 12 月 31 日時点の要介護度・身体状況等に基づき発行するため、発行は翌年 1 月以降となります。

申 請 必要なもの

- (1) 申請書（ホームページより印刷できます。）
- (2) 対象者の介護保険証または本人確認書類
- (3) 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等）
- (4) 切手を貼り、郵送先を記入した返信用封筒（郵送申請の場合）

問合せ 介護保険課在宅支援係

☎ 03-3647-4319 FAX03-3647-9466

自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割の減免

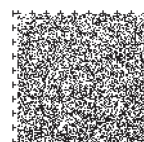
対象者 障害者手帳等（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。）、戦傷病者手帳）をお持ちの方

内 容 対象の方が使用する自動車で一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税（軽自動車税）環境性能割および自動車税種別割の減免を受けることができます。

申 請 申請期限：当該年度の 4 月 1 日から納期限（通常は 5 月 31 日）まで 6 月から翌年 3 月末までの期間は、翌年度からの減免適用を条件として、事前受付します。
新車および中古車新規登録の場合は、取得（登録）の日から 1 か月以内に申請してください。

問合せ 東京都自動車税コールセンター

☎ 03-3525-4066



軽自動車税（種別割）の減免

対象者 下記に該当する手帳の種類、障害の区分・級別に該当する手帳をお持ちの方

手帳の種類	障害の区分		等 級
身体障害者手帳	上肢不自由		1 級・2 級
	下肢不自由		1 級～6 級
	体幹不自由		1 級～3 級・5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級・2 級
		移動機能障害	1 級～6 級
	視覚障害		1 級～3 級・4 級の 1
	聴覚障害		2 級・3 級
	平衡機能障害		3 級・5 級
	心臓機能障害		1 級・3 級・4 級
	腎臓機能障害		1 級・3 級・4 級
	呼吸器機能障害		1 級・3 級・4 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級・3 級・4 級
	小腸の機能障害		1 級・3 級・4 級
	音声機能障害または言語機能障害		3 級（こう頭摘出に係るものに限る）
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級
	肝臓機能障害		1 級～4 級
愛の手帳	1 度～3 度		
精神障害者保健福祉手帳	1 級※精神通院医療に係る自立支援医療受給者証をお持ちの方に限る		
戦傷病者手帳	課税課税務係へお問い合わせください		

内 容 身体障害者等の方または身体障害者等の方と生計を一にする方が軽自動車を保有し、もっぱらそれらの方のために使用する場合、1 台に限り（※自動車税（種別割）を含む 1 台に限る）減免されます。軽自動車の構造を身体障害者用に構造変更したものも減免されます。

申 請 必要なもの

(1) 各種障害者手帳 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証もご持参ください。

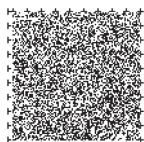
(2) 車検証又は標識交付証明書 ※電子車検証をお持ちの方は、同時に交付される「自動車検査証記録事項」もご持参ください。

(3) 身体障害者等もしくは生計を一にする方の運転免許証

申請期限：軽自動車税（種別割）納期限まで

問合せ 課税課税務係

☎ 03-3647-8093 FAX03-3647-4822



個人事業税の減免

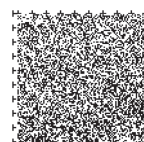
- 対象者** 合計所得金額が370万円以下で、納税者または扶養親族等が障害者であるとき。
※合計所得金額とは、事業・不動産所得の他に給与・雑・分離所得等、各種所得金額の合計金額（青色申告特別控除前）をいいます。
- 内 容** 減免額：1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）
- 申 請** 必要なもの 各種障害者手帳
申請期限 個人の事業税の各納期限まで
- 問合せ** 中央都税事務所 事業税課個人事業税班
☎ 03-3553-2151
〒104-8558 中央区新富2-6-1

贈与税の非課税

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる方
(1) 特別障害者（所得税の障害者控除参照）
(2) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** 特定障害者の方が「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、信託受益権を贈与により取得した場合、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等経由で税務署に提出することにより、信託受益権の価格のうち特別障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の方は3,000万円までの金額に相当する部分については贈与税がかかりません。
詳しくは税務署にお問い合わせください。
- 問合せ** 江東西税務署 ☎ 03-3633-6211 〒135-8311 猿江2-16-12

相続税の軽減

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる方
(1) 身体障害者手帳1～6級
(2) 愛の手帳1～4度
(3) 精神障害者保健福祉手帳1～3級
(4) 戦傷病者手帳特別項症1～6項症
(5) 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者でその障害が重度の方
- 内 容** 相続または遺贈により財産を取得した法定相続人で85歳未満の障害のある方は、障害の程度や年齢により相続税が軽減される場合があります。
詳しくは税務署にお問い合わせください。
- 問合せ** 江東西税務署 ☎ 03-3633-6211 〒135-8311 猿江2-16-12



福祉定期預金

対象者 次のいずれかにあてはまる方

- (1) 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者
 - (2) 障害基礎年金等を受給している方
 - (3) 上記以外の国制度の各種手当・年金を受給している方
- ※心身障害者福祉手当（区制度）、老齢年金等は対象になりません。

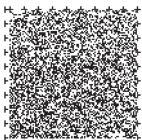
内 容 定期預金の利率が上乗せになります。

申 請 年金証書、手当の証明書を持参し、各金融機関にお届けください。

※(1)の手当の受給者証明書は、障害者支援課で発行しています。

障害者支援課障害者福祉係 ☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

問合せ 最寄りの各金融機関（取扱いのない金融機関もあります。）



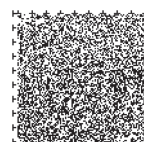
13 権利擁護・選挙・裁判員制度

成年後見制度の相談

- 対象者** 認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方およびそのご家族
- 内 容** 申立方法の説明や専門関係機関の紹介など、成年後見制度の利用について支援しています。親族や本人による申立てができない方を対象に、区長が審判請求をします。（区長申立）
- 問合せ** 権利擁護センター「あんしん江東」
☎ 03-3647-1710 FAX03-5683-1570
〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階
障害者支援課愛の手帳相談係
☎ 03-3647-4954 FAX03-3647-4910
地域ケア推進課権利擁護係
☎ 03-3647-4324 FAX03-3647-3165
保健予防課保健係
☎ 03-3647-5906 FAX03-3615-7171

成年後見制度利用支援事業

- 対象者** 成年後見制度の利用を希望する低所得者で、申立費用・後見人等の報酬の支払いが困難な方
- 内 容** 審判の請求に要する費用と後見人等へ支払う報酬を助成します。
- 問合せ** 地域ケア推進課権利擁護係
☎ 03-3647-4324 FAX03-3647-3165



日常生活自立支援事業

- 対 象** 区内にお住まいの障害者・高齢者の方
- 内 容** 判断能力に不安のある方に、福祉サービス利用のお手伝いなどをします。
 ※このサービスはご本人の意向を最優先させていろいろな援助を行います。
 ただし、直接介護や介助のお手伝いをするものではありません。
 (1) 福祉サービス利用のお手伝い（基本サービス）
 (2) 日常的な預貯金のお出し入れのお手伝い
 (3) 通帳、印かんなどの大切な書類等のお預かり
 ※(2)と(3)のみの利用はできません。

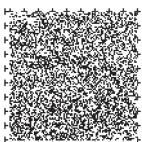
利用料

	援助内容		利用料
1	福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 ※1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算。
2	日常的金銭 管理サービス	通帳をご本人が 保管する場合	1回1時間まで2,500円 ※1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算。
		通帳をお預かり する場合	1回1時間まで2,500円 ※1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算。
3	書類等預かりサービス		1か月1,000円

- ・契約までの相談は無料です。
- ・交通費の実費を負担していただく場合があります。

- 申 請** (1) まずご連絡ください。
 (2) 職員がお伺いします。
 (3) お話をお聞きしてサービスが利用可能か調査します。
 (4) どんな援助が必要か相談し、利用される方と社会福祉協議会が契約をします。
 (5) サービス開始です。

問合せ 権利擁護センター「あんしん江東」
 ☎ 03-3647-1710 FAX03-5683-1570
 〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階



選挙の投票

1 選挙の候補者情報

- 内 容 (1) 点字版「選挙のお知らせ」の郵送
「選挙公報」・「選挙のお知らせ」の点字版を郵送します。
(2) 音声版「選挙公報」・「選挙のお知らせ」の郵送
「選挙公報」・「選挙のお知らせ」の音声版を郵送します。

2 点字シール付入場整理券

- 内 容 封筒と入場整理券に「これは入場整理券です」という点字シールを貼り郵送します。

3 投票所での代理・点字投票制度

- 内 容 (1) 代理投票：各投票所において、身体の不自由な方、字の書けない方に投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく、代わりに投票用紙への記載をします。
(2) 点字投票：点字用の投票用紙を使用し、点字での投票ができる制度があります。
申 請 投票所の係員にお申し出ください。

問合せ 1 から3いずれも選挙管理委員会事務局選挙係
☎ 03-3647-9091 FAX03-3647-9592

4 郵便等による不在者投票制度

対象者 ご自分で字を書くことができる方で、次のいずれかの障害・等級にあてはまる方

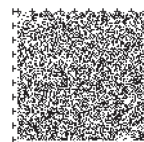
手帳の種類	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1 級もしくは 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級もしくは 3 級
	免疫、肝臓	1 級～ 3 級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第 2 項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第 3 項症
介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護 5		

※なお、上記の障害・等級等に該当し、さらに上肢、視覚の障害が 1 級の方は、選挙権を有する他の方に代理記載をさせることができます。

内 容 選挙の時に投票所へ行くことが困難な方が、自宅等で投票用紙に記入して郵便等で投票できる制度です。

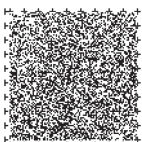
申 請 江東区選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となります。選挙の有無に関わらず、いつでも交付申請ができます。

問合せ 選挙管理委員会事務局庶務係
☎ 03-3647-9092 FAX03-3647-9592



裁判員制度参加者への支援

- 対象者** 区内に住所を有し、裁判員として裁判に参加（選任手続きを含む）される方で、以下のいずれかに該当する方
- (1) 障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給決定を受けている居宅の障害者、またはその方を介護する家族の方
 - (2) 児童福祉法に規定する障害児通所給付費等の支給決定を受けている居宅の障害児を介護する家族の方
- 内 容** 本人またはそのご家族が裁判員と裁判に参加（選任手続きを含む）している期間中に要する以下の経費を助成します。
- (1) 障害者総合支援法に規定する在宅の障害者福祉サービスに係る利用者負担額
 - (2) 児童福祉法に規定する障害児通所支援に係る利用者負担額
- 問合せ** 障害者支援課支援調整係
☎ 03-3647-9507 FAX03-3647-4910



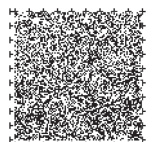
14 住 宅

都営住宅優遇抽せん制度（家族向）

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる世帯
(1) 身体障害者手帳 5 級～、愛の手帳 4 度、精神障害者保健福祉手帳 3 級の方がいる世帯、難病患者がいる世帯
(2) 身体障害者手帳 1 ～ 4 級、愛の手帳 1 ～ 3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方がいる世帯
※同居親族がいること、収入による制限などがあります。
- 内 容** 一般の方より当せん確率が高くなる申込みができる制度です。((1) の場合、当せん率が「一般」の 5 倍、(2) の場合は 7 倍)
- 申 請** 募集期間中にオンラインまたは郵送のいずれかで申込みます。郵送用の申込用紙は、区役所・出張所・東京都住宅供給公社都営住宅募集センターおよび各窓口センターで、募集期間中に配布します。募集は年 2 回の予定です。
- 問合せ** 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎ 03-3498-8894 FAX03-3409-4527
〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階
住宅課住宅管理係
☎ 03-3647-9464 FAX03-3647-9268

都営住宅ポイント方式募集（家族向）

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる世帯
(1) 心身障害者世帯向：身体障害者手帳 1 ～ 4 級、愛の手帳 1 ～ 3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方がいる世帯
(2) 車いす使用者世帯向：身体障害者手帳 1 ～ 2 級で車いす使用者がいる世帯
(※車いす使用者は満 6 歳以上であること)
※収入による制限などのほか、都内に 3 年以上居住（車いす使用者世帯向を除く）していることが必要です。
- 内 容** 抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い人から順に募集戸数に応じて入居予定者として登録します。
ただし、心身障害者向であつせんするのは一般世帯用の住宅です。身障者用の特別な設備はありません。
車いす使用者世帯向住宅があります。
- 申 請** 募集期間中にオンラインまたは郵送のいずれかで申込みます。郵送用の申込用紙は、区役所・出張所・東京都住宅供給公社都営住宅募集センターおよび各窓口センターで、募集期間中に配布します。募集は年 2 回の予定です。
- 問合せ** 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎ 03-3498-8894 FAX03-3409-4527
〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階
住宅課住宅管理係
☎ 03-3647-9464 FAX03-3647-9268



都営住宅募集（単身者向）

対象者 身体障害者手帳 1 ～ 4 級、愛の手帳 1 ～ 4 度または精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級の方

※収入による制限などのほか、都内に 3 年以上居住していること等が必要です。

申 請 募集期間中にオンラインまたは郵送のいずれかで申込みます。郵送用の申込用紙は、区役所・出張所・東京都住宅供給公社都営住宅募集センターおよび各窓口センターで、募集期間中に配布します。

募集は年 4 回の予定です。

問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ 03-3498-8894 FAX03-3409-4527

〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階

住宅課住宅管理係

☎ 03-3647-9464 FAX03-3647-9268

都営住宅募集（単身者用車いす使用者向）

対象者 身体障害者手帳 1 ～ 2 級で、車いすを使用する方

※収入による制限などのほか、都内に 3 年以上居住していること等が必要です。

申 請 募集期間中にオンラインまたは郵送のいずれかで申込みます。郵送用の申込用紙は、区役所・出張所・東京都住宅供給公社都営住宅募集センターおよび各窓口センターで、募集期間中に配布します。

募集は年 2 回の予定です。

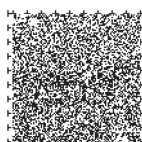
問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ 03-3498-8894 FAX03-3409-4527

〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階

住宅課住宅管理係

☎ 03-3647-9464 FAX03-3647-9268



都営住宅使用料の特別減額

対象者 次のいずれかにあてはまる方

(1) 以下の手帳をお持ちの方がいる世帯

- ①身体障害者手帳 1 ～ 2 級
- ②愛の手帳 1 ～ 3 度
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級
- ④公害医療手帳

(2) 難病等の方

- ①難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方
- ②東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方
- ③児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方
- ④大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に規定する疾病にかかっている方

内 容 都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合、使用料が減額されます。

問合せ JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター

☎ 0570-03-0071

[ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方]

☎ 03-6279-2652

都市再生機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

対象者 (1) 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方

(2) 下記のいずれかにあてはまる方。

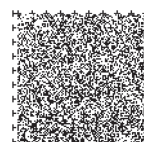
- ①愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの重度の障害のある方で、常時介護を要する方
- ②児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方

内 容 身体・知的障害者のいる世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込み際、当選率が「普通」区分の 20 倍に優遇されます。

問合せ 独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）東日本賃貸住宅本部住宅経営部営業開発課

☎ 03-5323-3560

〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 19 階

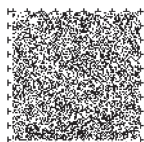


民間賃貸住宅の情報提供（お部屋探しサポート）

- 対象者** 次のすべてにあてはまる方
(1) 江東区内に住んでいる（区内に親族がいて、その近傍に居住希望の場合は区外でも対象）
(2) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級もしくは愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方がいる世帯または精神障害により障害年金を受給している方のいる世帯
(3) 自分で日常生活ができる世帯
(4) 住宅に困っている
(5) 身元保証人（緊急連絡先）がいる
- 内 容** 江東区内にお住まいで、立ち退きや家賃過重などの理由から、引っ越しをしなければならない障害者世帯などの方のために、お部屋探しのお手伝いをします。
区役所で申請した後、区役所の窓口（毎週火曜日予約制）または協力不動産店で賃貸物件の空き室状況をご案内します。
なお、成約した場合は、契約金の一部助成制度があります。（収入要件等あり）
- 申 請** 必要なもの
(1) 収入の分かるもの
(2) 障害者手帳または障害を証明する書類
(3) 緊急連絡先の氏名・住所・電話番号
- 問合せ** 住宅課住宅指導係
☎ 03-3647-9473 FAX03-3647-9268

住宅入居等支援事業

- 対象者** 単身生活を希望している障害者（現にグループホーム入居者も含む）
※ただし、地域移行支援利用者を除く（その他の条件はお問合せください）
- 内 容** 地域での単身生活を希望する障害者に対し、障害者が安心して自立した生活ができるよう入居支援員を配置し、民間賃貸住宅等への入居支援及び定着支援を行います。
支援内容：
(1) 入居支援（民間賃貸住宅、グループホームのサテライト型住宅への入居）
家主、地域住民、町会等への障害の理解促進、医療機関との連携、居住に関するトラブルへの 24 時間相談体制、障害者受け入れに理解のあるオーナーの物件情報の収集及び公開
(2) 入居後の単身生活移行及び定着支援
家事全般に対する支援、栄養管理指導、清潔保持の確認及び指導、就労先や日中活動先との連絡調整、金銭管理指導
- 問合せ** 地域活動支援センター ウィル・オアシス
☎ 03-6284-0545 FAX03-6284-0546
〒135-0002 住吉 1-17-20 住吉ビル 4 階
地域活動支援センター ロータス
☎ 03-5858-8696 FAX03-5626-8050
〒136-0072 大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 101



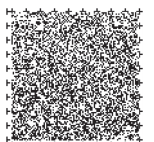
15 就労・資金貸付

就労支援機器貸出・相談窓口

- 対象者** 主に事業主・事業団体
- 内 容** 事業主等を対象として、障害者の雇用を進める際に生ずる雇用上の様々な問題についての相談、援助、情報提供等を行うほか、就労支援機器の展示・貸出し、ビデオ・DVDの貸出しなどを行っています。
- 問合せ** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 就労支援機器貸出・相談窓口
☎ 03-5638-2792 FAX03-5638-2282
〒130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田 5 階
メールアドレス kiki@jeed.go.jp
[障害者雇用事例リファレンスサービス及び各種情報・資料のお問い合わせ]
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター内
障害者雇用開発推進部雇用開発課
☎ 043-297-9513 FAX043-297-9547
〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3

東京障害者職業センター

- 対象者** (1) 障害者で就職や職場定着、職場復帰に関する相談を希望する方
(2) 障害者の採用や雇用管理に関する相談を希望する事業主
(3) 障害者の就労支援を行う関係機関
- 内 容** (1) 障害者を対象に、職業相談、職業評価、職業準備支援など
(2) 事業主を対象に、障害者の雇用計画や雇用管理に関する助言、雇用管理サポート講習会など
(3) 障害者と事業主の双方を対象に、ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援、リワーク支援（精神障害者職場復帰支援）
(4) 関係機関を対象に、障害者の就労支援に関する助言、就労支援に必要な知識および技能を修得するための研修など
- 利 用** 予約制。電話等で相談日時を予約してください。
- 問合せ** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 東京障害者職業センター
[上野本所]
☎ 03-6673-3938 FAX03-6673-3948
〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階
メールアドレス tokyo-ctr@jeed.go.jp
[リワークセンター東京] ※リワーク支援のみ
☎ 03-5246-4881 FAX03-5246-4882
〒111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階
メールアドレス tokyo-ctr@jeed.go.jp



ハローワーク木場（公共職業安定所）（しごとの相談）

対象者 障害のある方、難病の方で、求人情報をお探しの方や就職のための相談を行いたい方
内 容 心身に障害のある方の専門窓口を設け、就職のための相談や求人情報の提供、職業紹介を行っています。また、手話通訳員を介した相談（月2～4回）も行っています。
問合せ ハローワーク木場 専門援助第二部門
☎ 03-3643-8614 FAX03-3630-3781
〒135-8609 木場 2-13-19

東京しごと財団

内 容 障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

(1) 障害者雇用就業サポートデスク

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。）

(2) 東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

(3) 障害者委託訓練事業（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業）

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）

○障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）

○実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など）

○e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など）

○在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

問合せ 公益財団法人東京しごと財団

(1) 障害者雇用就業サポートデスク飯田橋

☎ 03-5211-5462

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 5階

(2) 東京ジョブコーチ支援センター

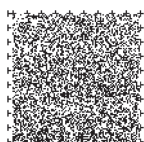
☎ 03-3378-7057 FAX 03-3378-7058

〒151-0053 渋谷区代々木 1-11-2 フロンティア代々木 3階

(3) 障害者就業支援課委託訓練推進班

☎ 03-5211-2683

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階



東京障害者職業能力開発校

対象者 障害者で、職業的自立を目指す方

内 容 就職に必要な知識や技能を身につける訓練を行います。

訓練科目：ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科、就業支援科、実務作業科、OA 実務科

訓練期間：各科 1 年、ただし調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科は 6 か月、就業支援科は 3 か月

授業料：無料

募集：毎年 9 月以降に募集（調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科および就業支援科は年 4 回募集）

問合せ 東京障害者職業能力開発校

☎ 042-341-1427 FAX042-341-1451

〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1

国立職業リハビリテーションセンター

対象者 (1) 身体障害のある方、高次脳機能障害のある方、難病のある方（通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます。）

(2) 通所が可能な精神障害のある方、発達障害のある方または知的障害のある方

内 容 ・障害のある方々に対し、職業訓練の受講に必要な基礎学力や適性、健康状態、就職に関する要望等を把握し総合的に入所の可否を判断するための職業評価、就職に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練、就職活動に必要な情報提供や指導を行う職業指導等、体系的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

・訓練は障害状況や企業ニーズに合わせて行います。

・職場復帰を目指す休職者の訓練もあります。

・在職中の障害者のレベルアップを図るための短期間訓練、訓練生の採用を計画している事業主に対する支援サービス等も行っています。

訓練科目：

(1) メカトロ系（CAD コース、電子技術・CAD コース、FA システムコース、組立・検査コース）

(2) 建築系（建築 CAD コース）

(3) 情報系（ソフトウェア開発コース、システム活用コース、視覚障害者情報アクセスコース、DTP コース、Web コース）

(4) ビジネス系（会計ビジネスコース、OA ビジネスコース、オフィスワークコース）

(5) 物流系（物流・資材管理コース）

(6) 職域開発系（オフィスアシスタントコース、販売・物流コース、サービスワークコース）

訓練期間：原則 1 年

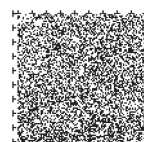
訓練受講料：無料 ※参考書、作業服、安全靴等について自己負担

申 請 年間 10 回、入所の機会を設定しています。

問合せ 国立職業リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-1201 FAX04-2995-1277

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2



IT 技術者在宅養成講座

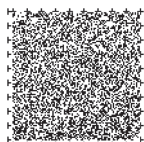
- 対象者** 東京都にお住まいで、身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週 20 ～ 30 時間程度の学習が可能な方（時間等についてはご相談下さい）。
- 内 容** 就労に必要な情報処理技術や資格取得について、オンラインと訪問指導により効率よく在宅で学びます。
費用：無料
講習期間：4 月より 2 年間
- 申 請** 毎年 10 月上旬から 12 月中旬に募集します。
- 問合せ** 社会福祉法人 東京コロニー職能開発室
☎ 03-6914-0859 FAX03-6914-0869
〒164-0001 中野区中野 5-3-32

障害者雇用率・障害者各種助成金等

- 内 容** 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、企業では従業員規模に応じて一定割合以上の障害者を雇用しなければならないとされ（障害者雇用率といいます。）、障害者を新たに雇い入れることや、安定した雇用に向けた能力開発を行っていただいた事業主には一定の要件により各種助成金が支給されます。
詳しくは厚生労働省のホームページや、直接ハローワークでご確認ください。
- 問合せ** ハローワーク木場 雇用管理相談コーナー
☎ 03-3643-8625 FAX03-5245-5080
〒135-8609 木場 2-13-19

生活福祉資金貸付制度

- 対象者** 次のすべてにあてはまる世帯
(1) 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯、あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者証を所有していること
(2) 区内に居住し住民登録されていること
(3) 障害のある方の便宜を図るために使用すること
(4) 貸付が支援になると判断されること
(5) 返済の見込みがあると判断できること
※すでに支払いを終えた経費については、貸付の対象となりません。
- 内 容** 民生委員の相談援助活動のもと、福祉資金（技能習得費・転宅費・住宅改修費・障害者用自動車購入費・福祉用具購入費・介護費等）をお貸しします。
資金の種類に応じて、限度額・貸付及び返済条件に基準があります。
原則、連帯保証人が必要です。
条件等詳細は、お問い合わせください。
- 問合せ** 社会福祉法人江東区社会福祉協議会 福祉サービス課
☎ 03-3647-1898 FAX03-3699-6266
〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階
民生委員（→ 18 ページ）



16 教育・スポーツ

就学相談

内 容 小中学校の特別支援学級や特別支援学校に就学（転学）を希望するお子さんのための就学相談を行っています。

[区内の特別支援学級等]

(1) 軽度の知的発達の遅れのあるこども

知的障害者特別支援学級（小学校特別支援学級、中学校特別支援学級）

(2) 発達障害または情緒障害のあるこども

小学校特別支援教室、中学校特別支援教室

(3) 都立特別支援学校（→次の項目を参照）

※言語障害・難聴通級指導学級（ことばの教室・きこえの教室）への入級につきましては、在籍校または在籍園にご相談ください。

問合せ 教育委員会事務局 教育支援課特別支援教育係

☎ 03-3647-9175 FAX03-6458-6087

〒135-0016 東陽 2-3-6 江東区教育センター内

都立特別支援学校

学校見学は、直接学校にお問い合わせください。学校公開日や行事等はホームページをご覧ください。

1 江東特別支援学校（高／普通科・職能開発科）

☎ 03-3615-2341 FAX03-3646-5893 〒135-0016 東陽 4-11-45

知的な発達に遅れがある生徒のための、高等部（普通科・職能開発科）の特別支援学校です。

2 城東特別支援学校（小・中）

☎ 03-3683-6230 FAX03-3683-6231 〒136-0072 大島 6-7-3

知的障害のある児童・生徒のための小学部と中学部を設置する特別支援学校です。

3 墨東特別支援学校（小・中・高）

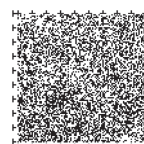
☎ 03-3634-8431 FAX03-3846-6684 〒135-0003 猿江 2-16-18

肢体不自由の障害のあるこどもたちが通う小学部・中学部・高等部を設置する特別支援学校です。

4 臨海青海特別支援学校（小・中）

☎ 03-3529-5700 FAX03-3529-5704 〒135-0064 青海 2-5-1

知的障害のある児童・生徒のための小学部と中学部を設置する特別支援学校です。



5 大塚ろう学校城東分教室（乳幼児教育相談）（（幼稚部）（小学部））

☎ 03-3685-9100 FAX03-3682-2159 〒136-0072 大島 6-7-3

通常の会話などのききとりが困難な幼児・児童に、幼稚園・小学校に準じた教育を行います。
また、きこえやことばに心配のある乳幼児（0～5歳児）の教育相談も行っています。

問合せ 1 から5いずれも教育委員会事務局 教育支援課特別支援教育係

☎ 03-3647-9175 FAX03-6458-6087

〒135-0016 東陽 2-3-6 江東区教育センター内

東京都特別支援教育推進室

☎ 03-5228-3433 FAX03-5228-3459

特別支援教育就学奨励制度

内 容 特別支援学級等に通学・通級をしている児童・生徒に対し、ご家庭の負担を軽減するために、保護者の所得に応じて、通学費や学用品費などの費用の一部を補助する制度です。

問合せ 教育委員会事務局 学務課学事係

☎ 03-3647-9174 FAX03-3647-9053

エンジョイ・クラブ

対象者 区内在住・在勤で、学校教育を修了した軽度知的障害のある18歳以上の就労者の方

内 容 一般教養やスポーツなど余暇活動に必要な学習支援を行っています。

活動日：第1～4日曜日・土曜日（年20回程度）

活動場所：教育センター、青少年交流プラザほか

問合せ 障害者施策課施策推進係

☎ 03-3647-4749 FAX03-3699-0329

障害児（者）の親のための講座

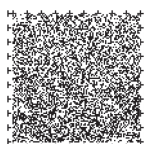
対象者 区内在住・在勤・在学の障害児（者）を育てる親および障害児（者）の支援に関心のある方

内 容 講義を通して、障害児（者）の支援や自立等について一緒に考えていく講座です。

※募集等詳しくは区報等でお知らせします。

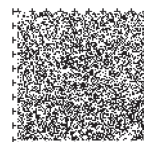
問合せ 障害者施策課施策推進係

☎ 03-3647-4749 FAX03-3699-0329



東京都障害者スポーツセンター

- 対象者** (1) 障害者手帳の交付を受けている方とその介護者
(2) 障害者の福祉増進を目的とする団体
(3) 障害者手帳をお持ちの方と同程度の方
(4) その他、特に都知事が認める方
- 内 容** スポーツ・レクリエーションを通じ、障害のある方の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。障害のある方がひとりで来ても気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。
- (1) 東京都障害者総合スポーツセンター
体育館・プール・卓球室・STT 室・トレーニング室・多目的室・洋弓場・運動場・庭球場などのスポーツ施設のほか、集会室・研修室・印刷室・図書コーナー・宿泊施設も併設しています。
- (2) 東京都多摩障害者スポーツセンター
体育館・プール・卓球室・STT 室・トレーニング室などのスポーツ施設のほか、集会室・印刷室・録音室・宿泊施設も併設しています。
- (利用時間) 午前 9 時～午後 9 時（施設により利用時間は異なります）
(休館日) 水曜日・祝日の翌日（ただし土曜日・日曜日の場合はのぞく）、
年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
- 問合せ** 東京都障害者総合スポーツセンター
☎ 03-3907-5631 FAX03-3907-5613
〒114-0033 北区十条台1-2-2（王子駅・池袋駅（西巣鴨駅経由）より送迎バス有り）
東京都多摩障害者スポーツセンター
☎ 042-573-3811 FAX042-574-8579
〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1（国立・谷保駅より送迎バス有り）



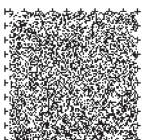
17 各種訓練

障害者福祉センター 機能訓練

- 対象者** (1) 成人 急性期のリハビリが終了した方
※ただし、介護保険で同様のサービスを受けている場合は、介護保険が優先されます。
(2) 児童 発達に支援を必要とする児童（小学生～18歳）
※ただし、他の機関で発達支援を受けている方は除きます。
- 内 容** 理学療法士等が身体機能の維持向上を図るための訓練・指導を行います。
(1) 成人 理学療法士・言語聴覚士・作業療法士による訓練
(2) 児童 理学療法士・言語聴覚士・作業療法士による訓練
臨床発達心理士による発達相談・社会適応訓練
- 費用**：(1) 成人 地域活動支援センター事業利用者負担金 240 円／1 回
生活保護受給者および区市町村民税非課税者は無料
(2) 児童 無料（個別に必要となった教材等は実費負担）
- 問合せ** 江東区障害者福祉センター
☎ 03-3699-0316 FAX03-3647-4918
〒135-0011 扇橋 3-7-2
※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～令和 8 年 1 月（予定）まで一時移転します
（一時移転先）〒135-0052 潮見 2-8-7（電話番号・FAX 変更なし）

健康センター リハビリ事業

- 対象者** (1) 脳血管障害等により身体機能の低下している方
(2) 医療機関でのリハビリを終了した方で医師から通所によるリハビリを勧められている方（後日診断書が必要となります。）
(3) 健康センターまで自力で通所できる方（家族等による送迎のできる方を含む）
※理学療法士の面接・医学的検査後、判定委員会（医師）にて通所者を決定します。
- 内 容** 理学療法士等が、日常生活での自立を目指して、通所による訓練を指導します。
時間：日曜日・木曜日の午前 9 時 30 分から 2 時間
原則として 6 か月間（4 月～9 月、10 月～3 月）
費用：無料
- 申 請** 年 2 回（7 月と 1 月に募集）
- 問合せ** 江東区健康センター
☎ 03-3647-5402 FAX03-3647-5048
〒135-0016 東陽 2-1-1



18 ボランティア

江東区ボランティア・地域貢献活動センター

内 容 ボランティア活動をしたい方とボランティア活動をしてほしい施設等をつなぎます。
ボランティア個人登録、地域貢献活動団体登録、活動相談、活動室・器材の貸し出し等の活動支援、セミナー、講座等を開催します。
地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の仲介役として、中立的な立場で活動を支え、協働の活性化を図ります。

開館時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 7 時（祝日、年末年始を除く）

土曜日 午前 9 時～午後 5 時

ただし、月～金曜日の午後 5 時以降および土曜日は、ボランティア相談、活動室の貸出、コピー機の利用のみ

申 請 個人登録の際は、身分証明の提示が必要です。
団体登録の場合は、事前にお問い合わせください。
※募集等詳しくは区報等でお知らせいたします。

問合せ 江東区ボランティア・地域貢献活動センター

☎ 03-3645-4087 FAX03-3699-6266

〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階

手話通訳者の養成

対象者 区内在住・在勤・在学者で、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、手話通訳者として活動のできる方

内 容 聴覚障害者の生活上のコミュニケーションを円滑にし、社会参加の促進を図るため手話通訳者を養成する手話講習会を開いています。

(1) 入門・基礎コース 昼・夜（各 41 回）

(2) 手話通訳Ⅰコース 昼・夜（各 41 回）

(3) 手話通訳Ⅱコース 昼・夜（各 42 回）

(4) 養成コース 午前（33 回）

※手話通訳Ⅰ、Ⅱコース、養成コースは、選考試験があります。

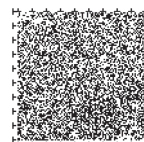
費用：無料 ※テキスト代は自己負担

※募集等詳しくは区報等でお知らせします。

問合せ 江東区ボランティア・地域貢献活動センター

☎ 03-3645-4087 FAX03-3699-6266

〒135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階



19 施設等

障害者福祉センター

対象者 心身障害者（児）とその保護者およびこれらの方で組織する団体並びにボランティア
内 容 区内に住む障害者（児）が地域社会で自主、自立活動ができるよう援助するとともに、障害者（児）の相互交流の場を提供する施設です。

休館日 第2・第4日曜日、祝日、年末年始 ※通所支援施設を除く（→117ページ）

利 用 電話または来所により予約してください。

予約受付時間：午前9時～午後5時

(1) 各施設

施設名	内 容	利用時間
ロビー	新聞・雑誌等があります。	午前9時～ 午後9時30分
ボランティア室	センター利用のボランティアが活動の準備の場として利用できます。	
聴覚障害者室	聴覚障害者の学習・講習などに利用できます。	
生活実習室	調理設備があり、10名程度での会議などにも利用できます。	
視覚障害者室	視覚障害者の学習・講習や録音物発行・点訳などに利用できます。	
録音室	録音物の収録に朗読ボランティアが利用します。	
会議室（洋室）	卓球台・カラオケセットなどがあり、会議・講演会など多目的に利用できます。	

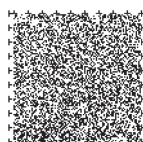
①個人利用で施設を利用する場合は、入館票の提示が必要です。入館票申請の際は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳またはそれに代わるもの（医師の診断書等）をお持ちください。

②団体利用（生活実習室、会議室の利用）は、団体（障害者団体、ボランティア団体）の登録後、利用申請をしてください。団体の登録は随時、利用申請は利用日の属する月の2か月前初日（休館のときは翌日）から受け付けます。

(2) 相談事業

相談種別	相談内容	相談時間	相談員
心身障害者相談	自立のための生活相談など	毎日（休館日を除く） 午前9時～午後5時	障害者福祉センター 職員
特定相談支援	サービス等利用計画の相談 および作成など	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	障害者福祉センター 相談支援専門員

※事前に障害者福祉センターに予約をしてください。



(3) 入浴サービス事業

入浴の種類	入浴の内容	利用時間	利用回数等
巡回入浴	送迎車での移動が困難で、センター浴室を利用できない方に、専門業者を自宅に派遣して特殊浴槽を利用して入浴を行います。	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (年末年始除く)	予約制 週 1 回
機械入浴	自宅からリフト付の車でセンターに送迎し機械浴槽を使用して入浴します。 介助はセンターの介助人が行います。	火曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (休館日を除く)	
リフト入浴	センター浴室を提供し、入浴用車椅子を利用して、家族等付添人の介助により入浴を行います。	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (休館日を除く)	
家族入浴	センター浴室を提供し、家族等付添人の介助により入浴を行います。		

※巡回入浴・機械入浴は、介護保険対象の方を除きます。

(4) 通所支援施設

施設名	サービスの種類	定 員	内 容
第一作業訓練室	生活介護	24 名	日常生活の向上や社会参加を目指し、個々の自立にむけた授産作業・創作活動・余暇活動・健康活動などを行っています。 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 休館日：土・日曜日、祝日、年末年始
第二作業訓練室	生活介護	30 名	
第三作業訓練室	就労継続支援 B 型	26 名	

※利用には受給者証が必要です。(→ 25 ページ)

(5) 地域活動支援センター事業

種 別	内 容
創作的活動	健康体操・絵手紙教室等
機能訓練	理学療法士等による訓練 成人・児童(小学生～18 歳)(→ 114 ページ)
社会適応訓練	日常生活に必要な知識や情報を提供する教室・講座等

利用方法：各活動の締切日までに利用申込書を提出してください。

使用料：1 回 240 円 ※生活保護受給者・区民税非課税者・満 18 歳未満の方は無料

問合せ 江東区障害者福祉センター

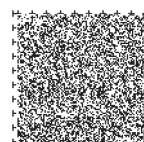
☎ 03-3699-0316 FAX03-3647-4918

〒135-0011 扇橋 3-7-2

※交通機関の利用が困難な方のためにリフト付巡回バスを運行しています。

詳細はお問い合わせください。

※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～令和 8 年 1 月(予定)まで一時移転します
(一時移転先) 〒135-0052 潮見 2-8-7 (電話番号・FAX 変更なし)



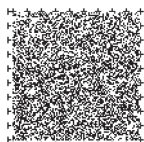
施設一覧

※最新の情報はホームページでご確認ください。

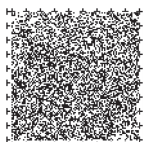
障害者通所支援施設

「対象者」身：身体障害 知：知的障害 精：精神障害 難：難病

地図	施設名	対象者	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
1	江東区塩浜福祉園	知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎03-3647-6987 FAX 03-3640-3461	40
2	江東区東砂福祉園	知	生活介護	〒136-0074 東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 1・2 階	☎03-3646-6634 FAX 03-3646-6635	38
3	江東区亀戸福祉園	知	生活介護	〒136-0071 亀戸 9-6-29	☎03-3683-1451 FAX 03-3683-0169	60
4	江東区あすなろ作業所	知	就労継続支援 B 型	〒136-0074 東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 2・3 階	☎03-3646-6720 FAX 03-3646-6721	52
5	江東区第二あすなろ作業所	知	生活介護	〒135-0001 毛利 2-1-14	☎03-3846-6508 FAX 03-3846-6500	23
			就労継続支援 B 型			42
6	江東区障害者福祉センター 第一作業訓練室	身・知	生活介護	〒135-0011 扇橋 3-7-2 ※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～令和 8 年 1 月（予定）まで仮移転 [仮移転先] 〒135-0052 潮見 2-8-7	☎03-3699-0316 FAX 03-3647-4918	24
	江東区障害者福祉センター 第二作業訓練室					30
	江東区障害者福祉センター 第三作業訓練室		就労継続支援 B 型			26
7	第三あすなろ作業所	知	就労継続支援 B 型	〒136-0076 南砂 4-3-10	☎03-5606-8531 FAX 03-5606-5105	60
8	ワークセンターつばさ	知	就労移行支援	〒135-0031 佐賀 2-7-4	☎03-5621-4503 FAX 03-5621-4506	15
			就労継続支援 B 型			35
9	若竹作業所	知	就労継続支援 B 型	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 4 階	☎03-3648-1053 FAX 03-3648-1030	40
10	若竹作業所（分室）	知	就労継続支援 B 型	〒135-0042 木場 6-9-1	☎03-5633-9224 FAX 03-5633-9223	20
11	高齢障害者通所施設さくら	知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 4 階	☎03-3615-5787 FAX 03-3615-5782	20
12	ゆめ工房	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 1-14-4 1 階	☎03-3644-6773 FAX 03-3644-0628	20
13	ゆめ工房北砂	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 1-14-4 2 階	☎03-3644-0654 FAX 03-3644-0652	25
14	ふれあい工房	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒135-0015 千石 2-2-5	☎03-6458-7085 FAX 03-6458-7086	20
15	ネットワークゆめ工房	身・知 精・難	生活介護	〒136-0073 北砂 1-17-4 1 階	☎03-3644-1645 FAX 03-3644-1635	20
16	ドリームクラブハウス	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 1-15-8 2 階	☎03-3644-6858 FAX 03-3644-6808	20
17	ドリーム第 2	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0074 東砂 6-20-7	☎03-3644-0683 FAX 03-3644-0684	20
18	リサイクル工房サラエ （ドリーム第 2 分室）	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0074 東砂 5-16-3	☎03-5632-6601 FAX 03-5632-6634	10
19	ドリーム第 3（ドリーム第 2 分室）	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 4-40-9	☎03-6666-3071 FAX 03-6666-3072	10
20	のびのび共同作業所 大地	身・知 精	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 3 階	☎03-3644-5565 FAX 03-3644-5523	40

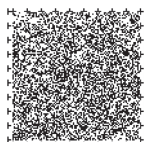


地図	施設名	対象者	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
21	のびのび共同作業所 第2大地	身・知	生活介護	〒136-0073 北砂 7-9-1 太陽ベニヤビル 1・2 階	☎03-6666-6381 FAX 03-6666-6382	30
22	のびのび共同作業所 青空	知	生活介護	〒136-0076 南砂 3-5-14 OK.BLDG- II 2・3 階	☎03-5634-8607 FAX 03-6666-6163	20
23	のびのび共同作業所 大河	身・知 精・難	生活介護	〒136-0076 南砂 3-5-14 OK.BLDG- II 4・5 階	☎03-5634-8558 FAX 03-6666-6163	20
24	のびのび作業所エコ	知	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 3-22-20	☎03-5665-8180 FAX 03-5665-8182	20
25	のびのび給食センター	知	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 6-1-4・109・110・111	☎03-5628-6617 FAX 03-5628-6618	20
26	のびのび作業所フーズ	身・知 精	生活介護 就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 8-32-13 マヒコビル 1・2 階	☎03-6807-0900 FAX 03-6807-0904	25 15
27	自立センターあけぼの	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒135-0051 枝川 2-3-7 アライビル 1・2 階	☎03-5633-7804 FAX 03-5633-7874	10
28	自立センターあけぼの (分室)	身・知 精・難	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 3 階	☎03-3648-1245 FAX 03-3648-3042	15
29	サンフラワーワーキング	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 1-6-9	☎03-3685-0186 FAX 03-3685-0189	20
30	ソフトパワー	知・精	就労継続支援 B 型	〒136-0071 亀戸 4-38-4 GS ハイムマン ション 101	☎03-3684-2360 FAX 03-5848-6821	20
31	コミュニティワーク T & K	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 8-32-9	☎03-6802-9228 FAX 03-6802-9229	20
32	オアシス・プラス	知・精	就労継続支援 B 型 就労定着支援	〒135-0021 白河 4-7-2	☎03-5646-7811 FAX 03-5646-7812	20 無
33	ピアワーク・オアシス	精	就労継続支援 B 型	〒135-0001 毛利 1-7-3 田中ビル	☎03-5638-1775 FAX 03-5638-1776	20
34	コム・オアシス	精	就労継続支援 B 型	〒136-0076 南砂 3-4-6	☎03-5690-5959 FAX 03-5690-5967	20
35	すこやか作業所	身・精 難	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 4-1-6・146	☎03-3638-3762 FAX 03-6315-5151	20
36	新生したまち作業所	精	就労継続支援 B 型	〒135-0023 平野 3-7-4 オーク・ミューラル 201	☎03-3641-7303 FAX 03-5875-8500	20
37	らふぁえる	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒135-0042 木場 6-10-6 TKYビル 5 階	☎03-6666-6157 FAX 03-3645-5656	20
38	エコミラ江東	知・精	就労継続支援 A 型	〒135-0052 潮見 1-29-7	☎03-5632-8815 FAX 03-5632-8816	20
39	ふれんど しおはま	身・知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 3 階	☎03-6666-1030 FAX 03-6666-1036	20
40	コレンド東陽町	身・知 精	就労移行支援	〒135-0016 東陽 2-4-46 A S Kビル 5 階	☎03-3615-3500	20
41	コレサボ	身・知 精・難	就労定着支援			無
42	コレンドカレッジ門前仲町	知・精	自立訓練 (生活訓練)	〒135-0047 富岡 2-6-13 GOWA 富岡 2 階	☎03-5809-8290	20
43	ライフアーク木場	身・知 精	就労継続支援 A 型	〒135-0042 木場 6-11-5 サニーコーポ K1 階	☎03-6666-3951 FAX 03-6666-3949	20

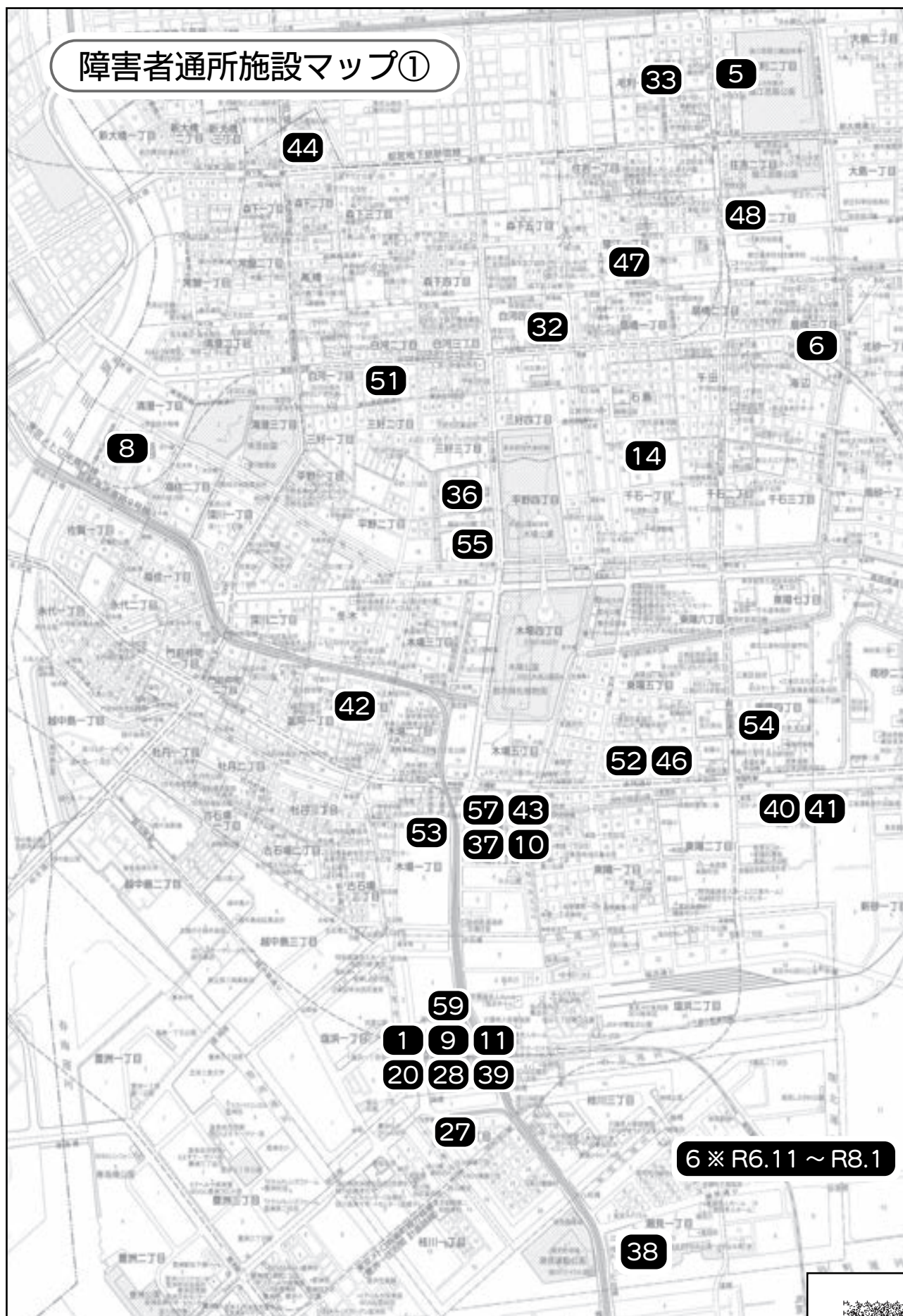


地図	施設名	対象者	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
44	ティオ森下	身・知 精・難	就労移行支援	〒135-0004 森下 2-18-2	☎03-6659-5782 FAX 03-6659-5783	20
			就労定着支援	センテナリー森下 2 階		無
45	就労移行支援事業所かがやく学び舎	身・精 難	就労移行支援	〒136-0071 亀戸 6-58-15 ダンディリオン亀戸駅前ビル 2 階	☎03-5609-7360 FAX 03-3685-1882	20
46	Smile Lab Tokyo	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒135-0016 東陽 3-23-22 東陽プラザビル 2 階 B 区画	☎03-6666-5817 FAX 03-6666-5818	40
47	Rainbow Home	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0003 猿江 1-3-3 石上ビル 1 階	☎03-6666-9690 FAX 03-6666-9630	20
48	Rainbow Home (分室)	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0003 猿江 2-14-6 高橋ビル 1 階	☎03-6659-3779 FAX 03-6666-9630	15
49	向日葵	知・精	就労継続支援 A 型	〒136-0072 大島 8-42-8 ユークー東大島駅前ビル 5 階	☎03-5609-7695 FAX 03-5609-7696	20
50	オンブレ・ジャパン	知・精	自立訓練(生活訓練)	〒136-0071 亀戸 1-31-7 亀戸センタービル 7 階	☎03-5875-5657 FAX 03-5875-5658	20
51	アクセスジョブ清澄白河	身・知 精・難	就労移行支援	〒135-0021 白河 2-8-5 三栄ビル 5 階	☎03-6811-7772 FAX 03-6811-7989	20
52	エヌフィットキャリアカレッジ東陽町	身・知 精・難	就労移行支援	〒135-0016 東陽 3-23-24	☎03-6666-3640 FAX 03-6666-3641	10
			自立訓練(生活訓練)	VORT 東陽町ビル 2 階		10
53	リスタワークス木場	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0042 木場 1-4-5 イマス木場ビル 5 階	☎03-6666-0195 FAX 03-6666-0196	20
54	かいと Cafe	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0016 東陽 4-8-6	☎03-3648-8526 FAX 03-3648-8529	20
55	アトリエにっと	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0023 平野 3-2-10 ヒマワリビル 4 階	☎03-6262-3059 FAX 03-6730-2910	30
56	花だよりリアン	知・精	就労継続支援 B 型	〒136-0076 南砂 7-5-13	☎・FAX 03-6657-7787	20
57	IT 就労ビズウェル木場	精	就労移行支援	〒135-0042 木場 6-10-6 TKY ビル 4 階	☎03-6666-6628 FAX 03-6666-6629	20
58	東京都立東部療育センター	身	生活介護	〒136-0075 新砂 3-3-25	☎03-5632-8070 FAX 03-5632-8071	30
59	Up to You 塩浜 Living	知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-3	☎03-6666-0230 FAX 03-6666-0231	60

※ Up to You 塩浜 Living の定員は、施設入所者 45 名を含みます。

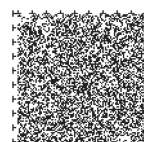


障害者通所施設マップ①

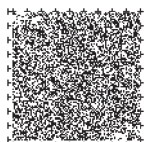
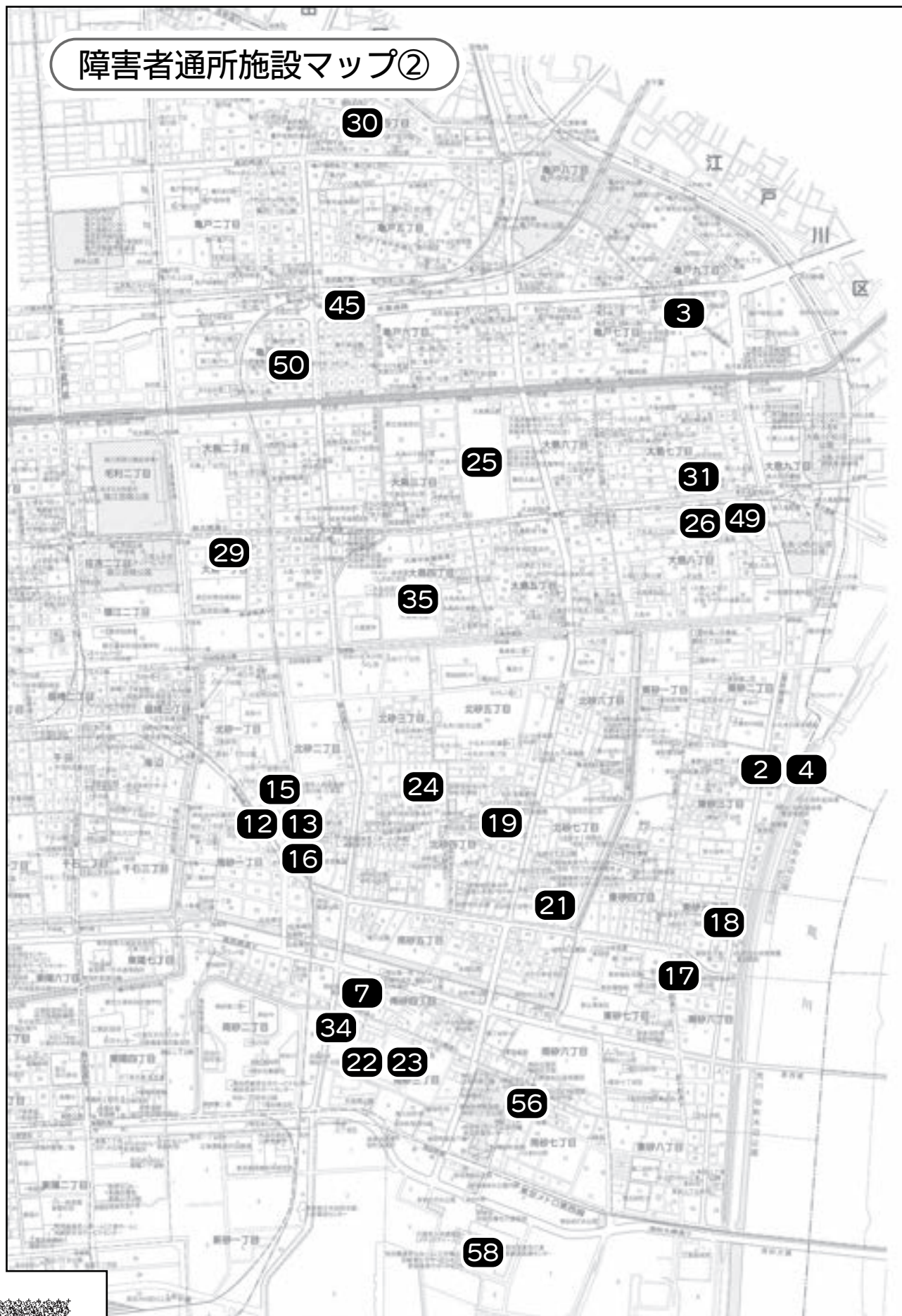


施設等

19



障害者通所施設マップ②



地域生活支援センター・地域活動支援センター

「対象者」 身：身体障害 知：知的障害
児：障害児 精：精神障害 難：難病

施設名	対象者	事業種別	所在地	電話・FAX
地域生活支援センター ステップ	精	I 型	〒135-0016 東陽 3-16-12 田中ビル 2 階	☎03-5633-7714 FAX 03-5633-7715
地域活動支援センター ウィル・オアシス	精	I 型	〒135-0002 住吉 1-17-20 住吉ビル 4 階	☎03-6284-0545 FAX 03-6284-0546
地域活動支援センター ロータス	精	I 型	〒136-0072 大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 101	☎03-5858-8696 FAX 03-5626-8050
江東区障害者福祉センター	身・知 精・難	II 型	〒135-0011 扇橋 3-7-2 ※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～令和 8 年 1 月（予定） まで仮移転 [仮移転先] 〒135-0052 潮見 2-8-7	☎03-3699-0316 FAX 03-3647-4918

短期入所

施設名	対象者	所在地	電話・FAX
江東区リバーハウス東砂	身・知・児	〒136-0074 東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 4 階	☎03-3646-6623 FAX 03-3615-1377
東京都立東部療育センター	知・児	〒136-0075 新砂 3-3-25	☎03-5632-8070 FAX 03-5632-8071
Up to You 塩浜 Living	知・児	〒135-0043 塩浜 2-5-3	☎03-6666-0230 FAX 03-6666-0231

施設入所支援

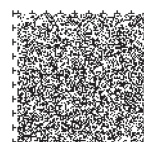
施設名	対象者	所在地	電話・FAX
Up to You 塩浜 Living	知	〒135-0043 塩浜 2-5-3	☎03-6666-0230 FAX 03-6666-0231

心身障害者生活寮

施設名	対象者	所在地	電話・FAX
生活寮ひだまり	身・知	〒136-0074 東砂 8-19-7	☎03-3649-8817 FAX 03-6458-8112
生活寮ひだまり第 2	身・知	〒136-0072 大島 3-25-5	☎・FAX 03-5858-4373

宿泊型自立訓練

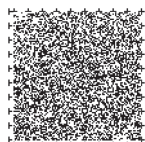
施設名	対象者	所在地	電話・FAX
江東通勤寮	知	〒135-0015 千石 1-3-12	☎03-6666-2306 FAX 03-6666-2307



相談支援事業所

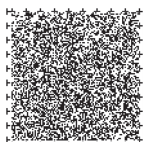
「対象者」身：身体障害 知：知的障害 児：児童の方で居宅サービスや短期入所利用者
児通：児童通所支援利用者 精：精神障害 難：難病

施設名	対象者	郵便番号	所在地	電話・FAX
地域活動支援センター ウィル・オアシス	精	135-0002	住吉 1-17-20 住吉ビル 4 階	☎03-6284-0545 FAX 03-6284-0546
地域活動支援センター ロータス	精	136-0072	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 101	☎03-5858-8696 FAX 03-5626-8050
江東区地域生活支援センター ステップ	精	135-0016	東陽 3-16-12 田中ビル 2 階	☎03-5633-7714 FAX 03-5633-7715
江東区こども発達センター	児・児通	135-0043	塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎03-5632-2591 FAX 03-3640-5371
江東区こども発達亀戸センター	児・児通	136-0071	亀戸 1-24-6 2 階	☎03-3636-3150 FAX 03-3636-3157
こびあクラブ	身・知 児・児通	135-0041	冬木 6-20	☎・FAX 03-3630-1363
城東訪問介護	身・知・児 児通・精・難	136-0072	大島 7-15-5 クリスタルコーポ大島 304	☎03-5628-3377 FAX 03-5628-3385
有限会社 サン介護センター	身・知・児 精・難	136-0074	東砂 1-6-5	☎03-5617-3955 FAX 03-3644-6755
ゆめ相談支援事業所	身・知・児 精・難	136-0073	北砂 1-14-4-1 階	☎03-3644-0701 FAX 03-3644-0628
楓の会ヘルパーセンター	知	135-0016	東陽 4-8-10 202 号室	☎03-5617-3750 FAX 03-5617-3752
のびのび相談支援センター	身・知・児 児通・精・難	136-0073	北砂 7-9-1 太陽ベニヤビル 1 階	☎03-6666-2181 FAX 03-5634-8608
江東区東砂福祉園	知	136-0074	東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 1・2 階	☎03-3646-6634 FAX 03-3646-6635
江東区亀戸福祉園	身・知・精	136-0071	亀戸 9-6-29	☎03-3683-1451 FAX 03-3683-0169
江東区あすなろ作業所	身・知・精	136-0074	東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 3 階	☎03-3646-6720 FAX 03-3646-6721
江東区第二あすなろ作業所	知	135-0001	毛利 2-1-14	☎03-3846-6508 FAX 03-3846-6500
江東区塩浜福祉園	知	135-0043	塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎03-3647-6987 FAX 03-3640-3461
たんぼぼクラブ	児・児通	135-0014	石島 5-7 深川ビル 1 階 102 号室	☎03-5690-4300 FAX 03-6666-4781
なかよし指定訪問介護事業所	身・知・児 児通・精・難	135-0032	福住 2-4-1	☎03-5639-9188 FAX 03-5639-9189
江東区障害者福祉センター	身・知	135-0011	扇橋 3-7-2 ※大規模改修につき、令和 6 年 11 月～ 令和 8 年 1 月（予定）まで仮移転 [仮移転先] 〒135-0052 潮見 2-8-7	☎03-3699-0316 FAX 03-3647-4918
カレッジケア	身・児・児通 難	136-0073	北砂 5-20-13-101	☎03-5875-2622 FAX 03-6666-5786
相談支援センターきりん	知・精	136-0076	南砂 5-4-2-102	☎・FAX 03-3699-5809
グッドワン	身・知・児 児通・精・難	135-0002	住吉 1-14-11	☎03-6284-0411 FAX 03-6284-0415
相談支援事業所 デライト江東	精	136-0071	亀戸 6-56-17 稲畠ビル 4 階	☎03-5858-8721 FAX 03-5858-8722
相談支援センター OHANA	身・知・児 児通・精・難	136-0071	亀戸 2-44-12 亀戸ビル 2 階	☎03-5858-8747 FAX 03-5858-8748
就労プランニングセンター Works	身・知・児 児通・精・難	135-0016	東陽 3-17-14 サンイーストビル 2 階	☎03-4400-7240 FAX 050-6868-9845
NPO 法人結ぶ会	身・知・児 児通・精・難	135-0061	豊洲 4-10-1-1205	☎03-6767-8007 FAX 03-6740-2007
Up to You 相談 COMMON	知・児・児通	135-0043	塩浜 2-5-3	☎03-6666-2145 FAX 03-6666-2146
ソーシャルサポートえん	身・知・児 児通・精・難	135-0045	古石場 2-11-12 渡辺ビル 101	☎03-6458-5766 FAX 03-6458-5977
一般社団法人東京中央連絡会 江東相談室	身・知・児 児通・精・難	136-0073	北砂 4-11-19	☎050-1731-8511 FAX 03-5539-4703
アンシンケアサービス東陽	身・知・児 児通・精・難	135-0016	東陽 5-26-15	☎03-4500-2264 FAX 03-4500-1009
相談支援事業所こうとうケア	知・児・児通 精・難	136-0072	大島 6-22-6-307	☎03-6820-6152 FAX 03-6745-5682



知的障害者グループホーム

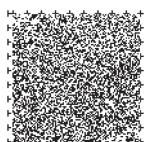
施設名(ユニット名)	郵便番号	所在地	電話・FAX	定員
江東区リバーハウス東砂	136-0074	東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ4階	☎03-3646-6623 FAX 03-3615-1377	7
かえで	136-0076	南砂 1-6-9 楓ビル2階	☎03-3646-8691 FAX 03-3646-8692	6
第二かえで	136-0076	南砂 1-6-9 楓ビル3階	☎03-3646-8691 FAX 03-3646-8692	6
かえでプラス	136-0076	南砂 1-6-9 楓ビル1階	☎03-3646-8691 FAX 03-3646-8692	4
あかつき寮	136-0074	東砂 3-3-8 マツダハイム 203	☎・FAX 03-5690-1606	2
ひまわり寮	136-0073	北砂 5-8-5 ハートピアいしずか 205・206	☎・FAX 03-3640-0256	4
北砂ハイツ	136-0073	北砂 5-2-21	☎・FAX 03-3640-0887	7
アイビーコート	135-0044	越中島 2-5-2	☎・FAX 03-3630-1666	4
ときわ寮	135-0006	常盤 2-12-16	☎・FAX 03-3846-5202	6
深川寮	136-0076	南砂 2-35-4 カームパレス 204・402	☎・FAX 03-5606-5308	4
連携型江東	135-0034	永代 2-18-6	☎03-6666-2306 FAX 03-6666-2307	4
ひだまり第3	136-0072	大島 3-25-5	☎・FAX 03-5609-5012	5
ひだまり第4	136-0074	東砂 3-7-11	☎・FAX 03-6659-7670	5
ひだまり第5	136-0074	東砂 6-1-15	☎・FAX 03-6458-6776	3
いぶき寮	135-0051	枝川 1-8-15-904,714	☎・FAX 03-3649-6347	5
ひまわり暁の家	136-0074	東砂 6-4-11	☎03-5653-0503 FAX 03-3646-0439	7
ひまわり恵の家	136-0074	東砂 3-8-10	☎03-5653-0503 FAX 03-3646-0439	4
かたくりの家	136-0072	大島 8-32-13 マヒコビル3階	☎03-6807-0944 FAX 03-6807-0965	6
第3かたくりの家	136-0073	北砂 7-9-1 太陽ベニヤビル3階	☎03-6666-6072 FAX 03-6666-6028	6
サポート	136-0076	南砂 7-13-16	☎03-6666-4637 FAX 03-6666-4638	5
きりんの家	136-0076	南砂 5-4-6	☎・FAX 03-3699-5809	6
第2きりんの家	136-0076	南砂 5-4-6	☎・FAX 03-3699-5809	4
花だよりA	135-0011	扇橋 2-18-2 1・2・3階	☎・FAX 03-5857-5086	10
花だよりB	135-0011	扇橋 2-18-2 4・5階	☎・FAX 03-5857-5086	5
花だよりC	135-0011	扇橋 2-13-6 2・3・4階	☎03-5632-4805 FAX 03-5606-0377	8
花だよりサテライト	*	*	☎03-5632-4805 FAX 03-5606-0377	1
花だよりD	135-0011	扇橋 2-13-6 5・6・7階	☎03-5632-4805 FAX 03-5606-0377	6
亀戸 花だより	136-0071	亀戸 3-49-22 2・3階	☎・FAX 03-3683-9188	7



施設名(ユニット名)	郵便番号	所 在 地	電 話・FAX	定員
亀戸 第二花だより	136-0071	亀戸 3-49-22 4階	☎・FAX 03-3683-9188	3
扇橋寮	135-0011	扇橋 2-1-3 E・T-21ビル 401・403号	☎03-6666-6828 FAX 03-6666-6046	5
グループホーム Ciel	136-0074	東砂 8-3-13	☎03-6659-8922 FAX 03-6661-8325	4
グループホーム Leaf	136-0076	南砂 7-13-15	☎03-6666-1114 FAX 03-6661-8325	4
デイズグループホーム江東区南砂	136-0076	南砂 5-13-21	☎・FAX 03-6666-5077	4
サンハーツの家Ⅶ	136-0074	東砂 4-8-16	☎03-4363-3872 FAX 03-6877-2138	8
サンハーツの家Ⅷ	136-0071	亀戸 2-44-10	☎03-6777-6653 FAX 03-6877-2138	4
エンリーハウス北砂	136-0073	北砂 5-4-4	☎090-4244-5588	6
いろどりグループホーム東陽町	135-0016	東陽 1-7-12-101	☎080-7443-9992 FAX 047-495-0204	6
ハーモニー	136-0072	大島 1-27-1	☎050-5526-4503 FAX 03-6273-7976	5

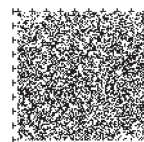
精神障害者グループホーム

施設名(ユニット名)	郵便番号	所 在 地	電 話・FAX	定員
第2クローバーハウス Aユニット	136-0076	南砂 3-4-6	☎03-3699-1142	7
第2クローバーハウス Bユニット	136-0076	南砂 3-4-6	☎03-3699-1142	3
丸山ハイツ	136-0071	亀戸 4-21-6	☎・FAX 03-5626-4121	5
東砂ハウス	136-0074	東砂 6-20-7 2階	☎・FAX 03-5606-0222	7
リアン ソリッドゥ南砂	136-0076	南砂 7-6-16	☎・FAX 03-6659-7151	6
リアン ソリッドゥ南砂 サテライト1	*	*	☎・FAX 03-6659-7151	1
リアン ソリッドゥ南砂 サテライト2	*	*	☎・FAX 03-6659-7151	1

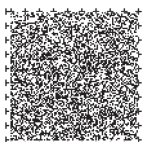


障害児通所支援施設

地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
1	江東区こども発達センター	児童発達支援	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎03-5632-2591 FAX 03-3640-5371	50
2	江東区こども発達亀戸センター	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 1-24-6 2 階	☎03-3636-3150 FAX 03-3636-3157	46
3	まつぼっくり子ども教室	放課後等デイサービス	〒135-0003 猿江 2-9-5 2・3 階	☎03-3635-6301 FAX 03-3635-3285	10
4	第2まつぼっくり子ども教室	放課後等デイサービス	〒135-0012 海辺 3-7 シャリオビル 1 階	☎03-6666-3766 FAX 03-6666-3877	10
5	さくらんぼ子ども教室	放課後等デイサービス	〒135-0011 扇橋 3-3-7 宮内ビル 1・2 階	☎03-5683-0871 FAX 03-6659-7772	10
6	乳幼児親子教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0012 海辺 4-11	☎・FAX 03-6666-2325	19
7	第2乳幼児親子教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0002 住吉 1-8-18 住吉ビル 1 階	☎・FAX 03-3632-8932	10
8	第3親子教室うみべ	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0012 海辺 4-12 第二ユ・エスビル 101	☎・FAX 03-6666-1098	10
9	こびあクラブ	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス (重心)	〒135-0041 冬木 6-20	☎・FAX 03-3630-1363	10 5
10	第2こびあクラブ	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス (重心)	〒136-0071 亀戸 6-48-5	☎03-5969-8660 FAX 03-5627-7424	18 5
11	第3こびあクラブ	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス (重心)	〒135-0051 枝川 1-11-16	☎・FAX 03-6659-7432	10 6
12	たんぼぼクラブ	放課後等デイサービス	〒135-0014 石島 5-7 深川ビル 1 階	☎03-5690-4300 FAX 03-6666-4781	15
13	南砂ぞうさんクラブ	放課後等デイサービス	〒136-0076 南砂 2-28-3 アズ東陽町レジデンス 201 号室	☎・FAX 03-3648-7052	10
14	スマートキッズソリス東大島	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0072 大島 9-4-1 東大島ファミールハイツ 1 号館 116 号室	☎03-5858-8434 FAX 03-5858-8443	10 10
15	スマートキッズジュニア門前仲町第二	放課後等デイサービス	〒135-0034 永代 2-1-5 セゾン永代 1 階	☎03-5875-9918 FAX 03-5875-9919	10
16	スマートキッズプラス大島	放課後等デイサービス	〒136-0072 大島 5-45-9 ライオンズステーションプラザ 201	☎03-5875-3669 FAX 03-5875-3679	10
17	スマートキッズジュニア亀戸	放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 1-31-7 亀戸センタービル 4 階	☎03-5858-8032 FAX 03-5858-8033	10
18	スマートキッズプラス豊洲	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0051 枝川 2-15-2 大岩ビル 1 階	☎03-6666-4517 FAX 03-6666-4518	10
19	スマートキッズプラス住吉	放課後等デイサービス	〒135-0002 住吉 2-7-14 國谷ビル 201	☎03-5669-0501 FAX 03-5669-0502	10
20	スマートキッズジュニア門前仲町	放課後等デイサービス	〒135-0031 佐賀 1-9-7 原田ビル・佐賀 2 階	☎03-6240-3942 FAX 03-6240-3943	10
21	スマートキッズプラス木場公園	放課後等デイサービス	〒135-0023 平野 4-12-2 坂戸ビル 1 階	☎03-5875-9412 FAX 03-5875-9413	10
22	スマートキッズプラス東雲	放課後等デイサービス	〒135-0062 東雲 1-6-23 スクエア 1623 2 階 201 号室	☎03-5534-9658 FAX 03-5534-9659	10
23	スマートキッズソリス南砂町	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0074 東砂 6-12-3 TEC Green Residence 2 階	☎03-6458-6657 FAX 03-6458-6658	10 10



地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
24	LITALICO ジュニア門前仲町教室	児童発達支援	〒135-0032 福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル 4 階	☎03-5639-1128 FAX 03-5639-1130	10
25	リエゾン清澄白河	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0021 白河 2-8-5 三栄ビル 4 階	☎・FAX 03-3643-3320	10
26	リエゾン東陽町	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0016 東陽 3-26-7 東陽大経ビル 2 階	☎・FAX 03-6666-4330	10
27	コラゾン江東住吉	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0013 千田 7-17 大塚ビル 1 階	☎・FAX 03-5633-8122	10
28	リエゾン門前仲町	児童発達支援	〒135-0048 門前仲町 1-9-5 門前仲町 1 丁目ビル 2 階	☎・FAX 03-6240-3359	10
29	らいおんハート 遊びリテーション児童デイ北砂	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0073 北砂 5-20-7-101	☎03-6666-6531 FAX 03-6666-6532	10 10
30	放課後等デイサービス 大夢	放課後等デイサービス	〒135-0053 辰巳 1-2-9-102	☎・FAX 03-5534-6540	10
31	このこのリーフ亀戸	放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 7-3-7 伊藤ビル 1 階	☎03-6802-9188 FAX 03-6802-9199	10
32	このこのリーフ亀戸第2	放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 4-11-9 AHAVAビル 2 階	☎03-5875-4297 FAX 03-5875-4298	10
33	児童デイサービス スマイル江東	放課後等デイサービス	〒135-0007 新大橋 2-15-3 飯田ビル 1 階	☎03-6659-4671 FAX 03-6659-4761	10
34	こばんはうすさくら 亀戸教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 9-19-7 日商岩井亀戸マンション 107	☎03-5609-7396 FAX 03-5609-7397	10
35	こばんはうすさくら 木場教室	児童発達支援	〒135-0042 木場 3-12-1 カーサ・ミレ 1 階 102 号室	☎03-6458-5928 FAX 03-6458-5929	10
36	みらいキッズ	放課後等デイサービス	〒135-0034 永代 2-34-11 セレナハイム門前仲町 1 階	☎03-5646-8363 FAX 03-5646-8364	10
37	みらいキッズ東陽町	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0014 石島 9-14 シャンテ石島 1 階	☎03-6660-2155 FAX 03-6660-2156	10 10
38	みらいキッズ清澄白河	放課後等デイサービス	〒135-0031 佐賀 2-3-8 西村ビル 1 階	☎03-5809-8641 FAX 03-5809-8642	10
39	みらいキッズ木場公園	放課後等デイサービス	〒135-0023 平野 3-2-10 ヒマワリビル 2 階	☎03-5875-9920 FAX 03-5875-9922	20
40	障害児保育園ヘレン東雲	児童発達支援(重心)	〒135-0062 東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 1 階	☎・FAX 03-6380-7432	5
41	放課後等デイサービス GRIP キッズ 東砂校	放課後等デイサービス	〒136-0074 東砂 7-9-10 吉野ハイツ 1 階	☎03-6666-7271 FAX 03-6666-7229	10
42	ハッピートライアングル亀戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 1-43-8 コ・ブ野村亀戸 1 階	☎03-5628-7010 FAX 03-5628-7012	10 10
43	たすきっず	放課後等デイサービス	〒136-0072 大島 2-35-10 操ビル 202	☎03-5858-8193 FAX 03-5858-8194	10
44	たすきっず しおみ	放課後等デイサービス	〒135-0052 潮見 2-7-1 潮見駅前プラザ二番街 1 階	☎03-6666-4062 FAX 03-6666-4063	10
45	療育支援ルーム ボンディ	放課後等デイサービス	〒135-0064 青海 2-4-32 タイム 24ビル 1 階	☎03-5579-6270 FAX 03-5579-6280	10
46	放課後等デイサービス わっしょい ふる里	放課後等デイサービス	〒135-0004 森下 2-4-8 アーツ森下 1 階	☎03-6659-3908 FAX 03-6659-3909	10
47	コペルプラス大島教室	児童発達支援	〒136-0072 大島 8-32-7 学協ビル 2 階	☎03-6802-9031 FAX 03-6802-9032	10

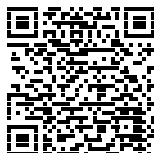


地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
48	カレッジガーデン	児童発達支援（重心）	〒136-0073 北砂 5-20-13-101	☎03-5875-2622 FAX 03-6666-5786	5
		放課後等デイサービス（重心）	〒136-0073 北砂 5-20-1-101		5
49	てらびあぼけっと 住吉駅前教室	児童発達支援	〒135-0002 住吉 2-16-7 住吉コートクハイム 2 階	☎03-6666-9436 FAX 03-6666-9435	10
50	てらびあぼけっと 清澄白河教室	児童発達支援	〒135-0021 白河 2-8-5 三栄ビル 2 階	☎03-5809-9744 FAX 03-5875-9196	10
51	ブルーワン	放課後等デイサービス	〒135-0042 木場 6-9-5 吉川ビル 1 階	☎070-2037-3169 FAX 03-3645-3619	10
52	療保園いろは	児童発達支援	〒136-0073 北砂 3-1-11 ロータリーパレス北砂 1 階	☎03-6666-5337 FAX 03-6666-5367	10
53	療保園いろは OGIBASHI	児童発達支援	〒135-0011 扇橋 2-6-12 ストック扇橋 1 階 101 号室	☎03-6666-8683 FAX 03-6666-8283	10
54	すといとばあそんず	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 6-16-8 ラ・トルチュ亀戸 201	☎080-4624-6549	10
		放課後等デイサービス			
55	児童発達支援・放課後等デイサービス キンダーパーク	児童発達支援	〒135-0042 木場 5-11-19 達磨堂ビル 2 階	☎FAX 03-5809-8073	10
		放課後等デイサービス			
56	放課後等デイサービス キンダーハート	放課後等デイサービス	〒135-0046 牡丹 1-12-8 三商会館 1 階	☎070-1325-4027 FAX 03-6804-8780	10
57	放課後等デイサービス キンダーステップ	放課後等デイサービス	〒135-0016 東陽 1-27-5 山長ハイツ 1 階	☎080-3516-9351 FAX 03-6804-8780	10
58	ぼらいと森下	児童発達支援（重心）	〒135-0004 森下 4-8-6 佐藤ビル 1 階	☎03-6240-2608 FAX 03-6240-2609	5
59	ぼらいと亀戸	放課後等デイサービス（重心）	〒136-0071 亀戸 4-15-5 キャッスルマンション亀戸 101	☎03-6807-0452 FAX 03-6807-0453	5
		児童発達支援（重心）			
60	モンテッソーリ こどものいえ 森下駅前教室	児童発達支援	〒135-0007 新大橋 3-11-15 ソサエティ森下 202	☎03-5638-1560 FAX 03-5638-1561	10
61	重症心身障害児放課後等デイサービス めろん	放課後等デイサービス（重心）	〒135-0051 枝川 2-14-2 岩室ビル 1 階	☎03-6666-6545 FAX 03-6666-6546	5
62	児童発達支援・放課後等デイサービス あすばる	児童発達支援	〒135-0002 住吉 1-19-1 ツインタワーすみとし住吉館 101	☎03-6822-2383 FAX 03-6701-7498	10
		放課後等デイサービス			
63	ユリシス塾 江東教室	児童発達支援（重心）	〒136-0074 東砂 2-3-5-104	☎03-6666-7540 FAX 03-6666-7541	5
		放課後等デイサービス（重心）			
64	アイビーキッズ越中島	児童発達支援	〒135-0044 越中島 2-1-30 越中島 ST ビル 2 階	☎03-6240-3345 FAX 03-6240-3346	10
65	まなびの森キラリ亀戸	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 7-10-1	☎FAX 03-3638-5500	10
66	児童発達支援 ルアナ	児童発達支援	〒135-0016 東陽 2-4-29 マルシンビル 203	☎03-6458-6148 FAX 03-6458-6141	10
67	東京都立東部療育センター	医療型児童発達支援	〒136-0075 新砂 3-3-25	☎03-5632-8070 FAX 03-5632-8071	5

江東区児童通所支援事業所ガイドブック

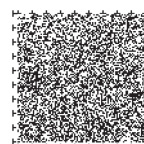
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）の
区内事業所の概要を紹介する冊子です。

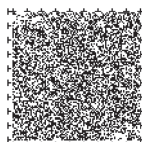
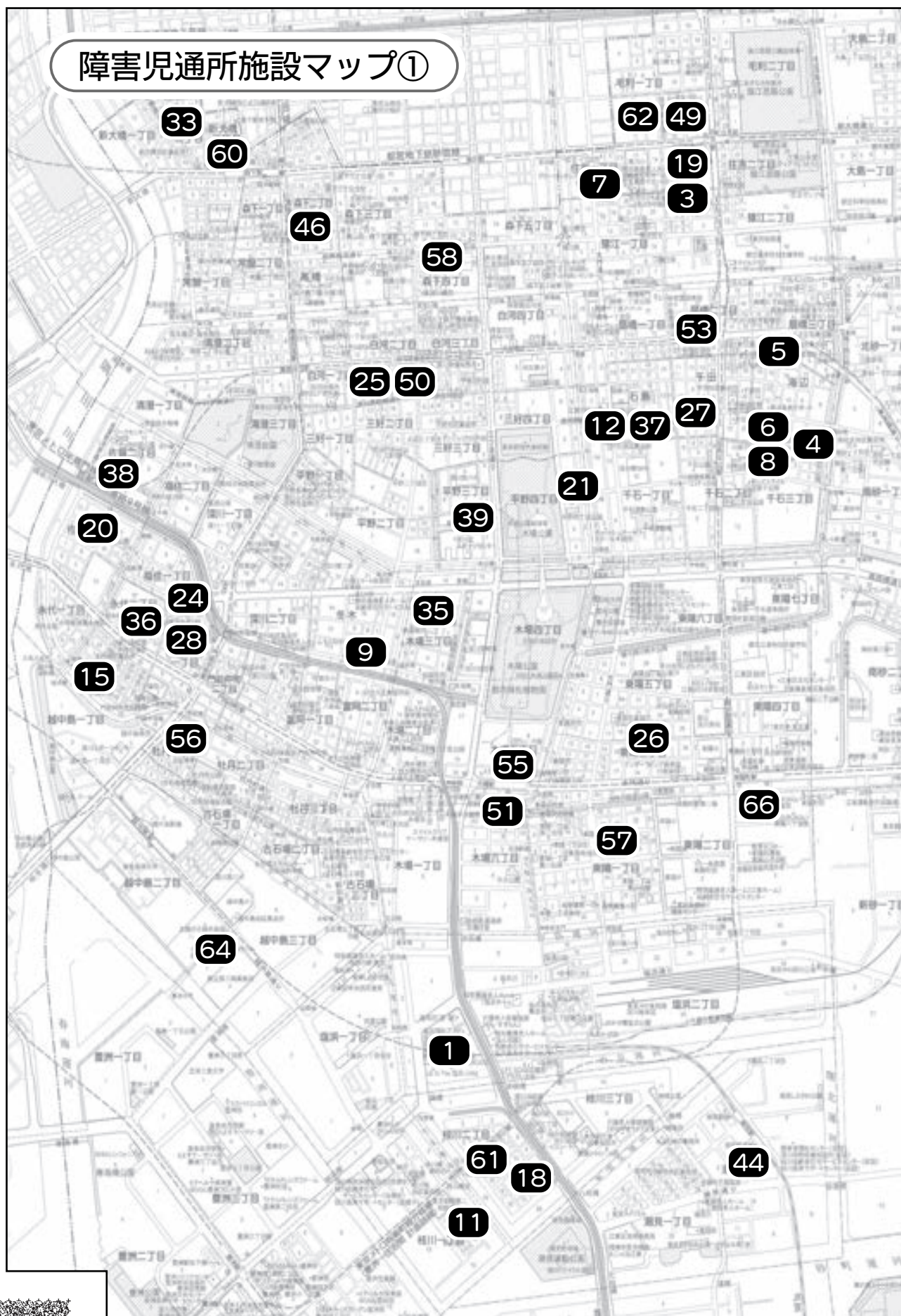


江東区ホームページに最新の情報を掲載しています。

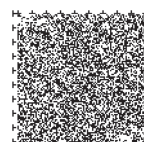
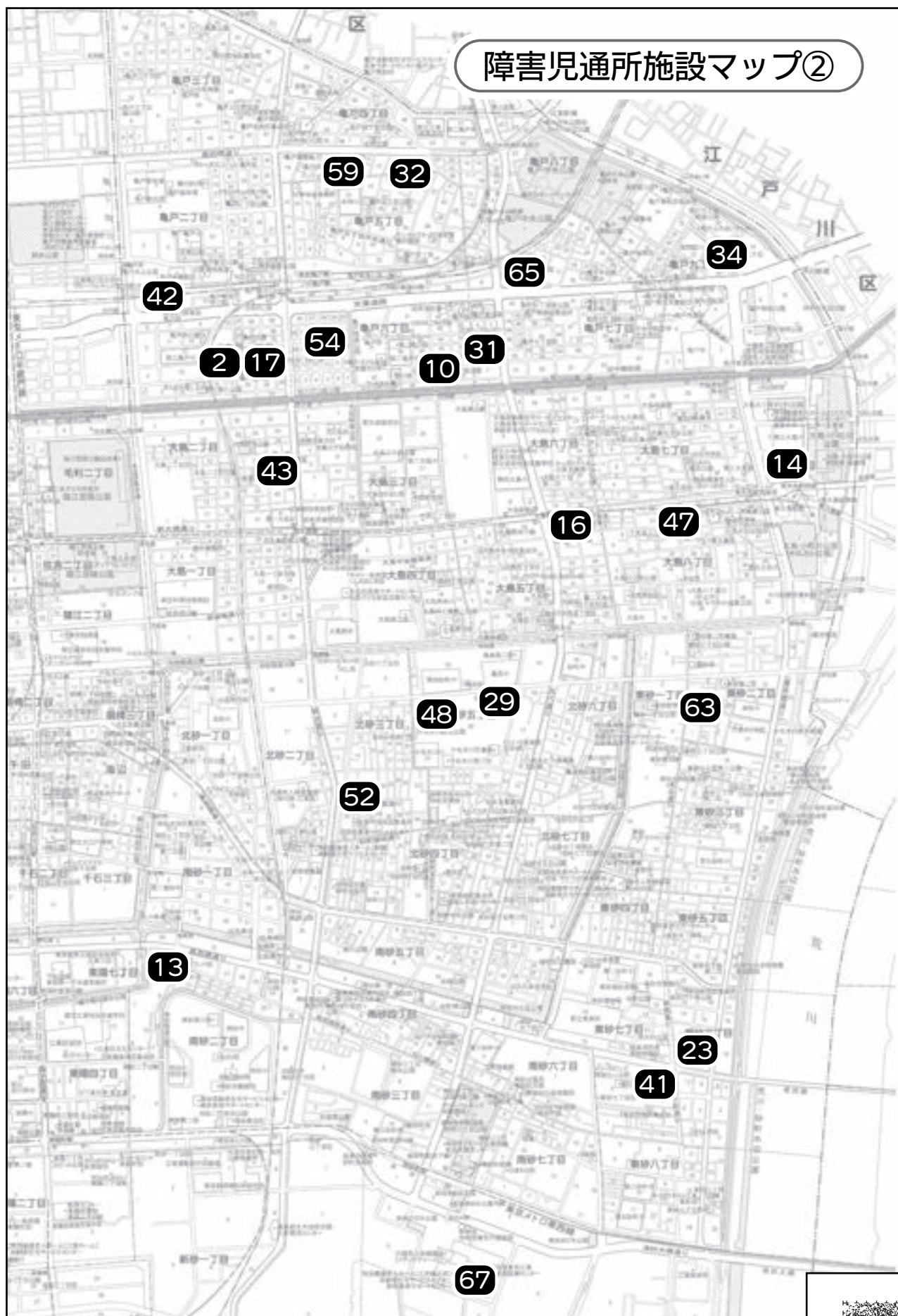
<https://www.city.koto.lg.jp/222030/fukushi/shogaisha/shisetsu/shokai/6019.html>



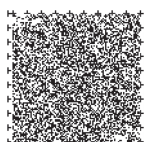
障害児通所施設マップ①



障害児通所施設マップ②



障害児通所施設マップ③



20 資 料

身体障害者障害程度等級表

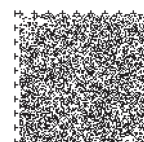
視 覚 障 害	1 級	視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.01 以下のもの
	2 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.02 以上 0.03 以下のもの
		② 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（※3）が 28 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	3 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の②に該当するものを除く）
		② 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（※3）が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	4 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の②に該当するものを除く）
		② 周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの
		③ 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
	5 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
		② 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
		③ 両眼中心視野角度（※3）が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの
		⑤ 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	6 級	視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

※1 万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。

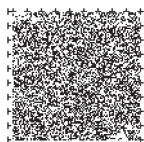
※2 1/4 視標による。 ※3 1/2 視標による。

聴 覚 障 害	2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 1 00 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
	3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）		
	4 級	① 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）		
		② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		
	6 級	① 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）		
		② 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		
平衡機能障害		3 級	平衡機能の極めて著しい障害	
		5 級	平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能 またはそしゃく機能 の障害		3 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	
		4 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	

肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害	1 級	① 両上肢の機能を全廃したもの
			② 両上肢を手関節以上で欠くもの
		2 級	① 両上肢の機能の著しい障害
			② 両上肢の全ての指を欠くもの
			③ 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの
			④ 一上肢の機能を全廃したもの
		3 級	① 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
			② 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの
			③ 一上肢の機能の著しい障害
			④ 一上肢の全ての指を欠くもの
			⑤ 一上肢の全ての指の機能を全廃したもの



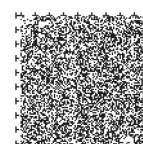
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	4 級	① 両上肢のおや指を欠くもの
			② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの
			③ 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
			④ 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
			⑤ 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの
			⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの
			⑦ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
			⑧ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		5 級	① 両上肢のおや指の機能の著しい障害
			② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
			③ 一上肢のおや指を欠くもの
			④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの
			⑤ 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害
			⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
		6 級	① 一上肢のおや指の機能の著しい障害
			② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの
			③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
		7 級	① 一上肢の機能の軽度の障害
			② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害
			④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
			⑤ 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの
			⑥ 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの
	下肢機能障害	1 級	① 両下肢の機能を全廃したもの
			② 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		2 級	① 両下肢の機能の著しい障害
			② 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		3 級	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
			② 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
			③ 一下肢の機能を全廃したもの
		4 級	① 両下肢の全ての指を欠くもの
			② 両下肢の全ての指の機能を全廃したもの
			③ 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
			④ 一下肢の機能の著しい障害
			⑤ 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの
			⑥ 一下肢が健側に比して、10cm 以上または健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
		5 級	① 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害
			② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
			③ 一下肢が健側に比して 5cm 以上または健側の長さ 15 分の 1 以上短いもの
		6 級	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
			② 一下肢の足関節の機能の著しい障害
		7 級	① 両下肢の全ての指の機能の著しい障害
			② 一下肢の機能の軽度の障害
			③ 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			④ 一下肢の全ての指を欠くもの
			⑤ 一下肢の全ての指の機能を全廃したもの
			⑥ 一下肢が健側に比して 3cm 以上または健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
	体幹機能障害	1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
		2 級	① 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの
			② 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの
		3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
		5 級	体幹の機能の著しい障害



肢 体 不 自 由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能障害	1 級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7 級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心臓機能障害	1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1 級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1 級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
		2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
		3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- ・同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ・肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 つ以上重複する場合は、6 級とする。
- ・異なる等級について 2 つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- ・「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ・「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害も含むものとする。
- ・上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- ・下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



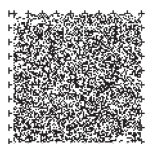
愛の手帳（知的障害）判定基準表

(0 歳～6 歳 就学前)

項 目	程 度	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
運 動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0 歳から 1 歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社 会 性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意 思 疎 通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。0 歳から 1 歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない

(6 歳～17 歳 児童)

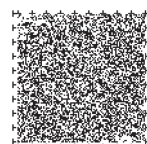
項 目	程 度	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
学 習 能 力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算もほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作 業 能 力	絵画、製作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意 思 疎 通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日 常 行 動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの周辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	周辺生活の処理がほとんど不可能	周辺生活の処理が部分的に可能	周辺生活の処理がおおむね可能	周辺生活の処理が可能



項 目		程 度	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)
知 能 測 定 値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。		知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
知 的 能 力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。		文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職 業 能 力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。		簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。		対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意 思 疎 通	言語及び文字を通して意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。		言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身 体 的 健 康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。		特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日 常 行 動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。		日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基 本 的 生 活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。		身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

愛の手帳（知的障害）総合判定基準

区 分	判 定 内 容
1 度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2 度（重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3 度（中度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4 度（軽度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは、「程度不明」とする。
非該当	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備 考	被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

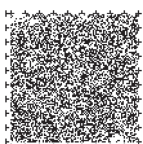


手当・年金等給付額および所得制限基準額（令和7年度）

単位：円

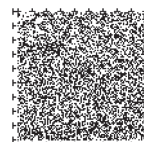
所得者 扶養者数 種別	年金手当 月額	本人の所得制限額					配偶者または扶養義務者の所得制限額				
		0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
心身障害者 (難病)福祉 手当(区)	15,500 3級 4度										
重度 心身障害者 手当(都)	60,000						3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
マル障 医療助成	—	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000					
出張調髪 寝具乾燥 消毒水洗い 紙おむつ支給	—						—	—	—	—	—
特別障害者 手当(国)	29,590						6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害児福祉 手当(国)	16,100										
ひとり親家庭 等 医療助成	—	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
特別 児童 扶養 手当	重度 56,800 中度 37,830	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
児童 扶養 手当	全部 支給 46,690 一部 支給 46,680～ 11,010	690,000 2,080,000	1,070,000 2,460,000	1,450,000 2,840,000	1,830,000 3,220,000	2,210,000 3,600,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
障害手当	15,500	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000	—	—	—	—	—
育成手当	13,500										
障害基礎年金 (国民年金)	1級 86,635 2級 69,308	全額停止					—	—	—	—	—
		4,794,000	5,174,000	5,554,000	5,934,000	6,314,000					
		一部停止					—	—	—	—	—
		3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	5,281,000					

- 注1 心身障害者(難病)福祉手当、重度心身障害者手当の扶養義務者の所得制限額は、障害者本人が20歳未満の場合です。
- 注2 マル障は、20歳以上及び20歳未満で本人が保険証世帯主の場合は、本人で所得判定します。20歳未満で本人が保険証世帯主でない場合は、保険証世帯主で所得判定します。「配偶者または扶養義務者」と記載してあるところを、「保険証世帯主」と読み替えてください。
- 注3 出張調髪、寝具乾燥消毒水洗い、紙おむつ支給の各サービスの所得制限は、本人が20歳以上の場合に本人にのみ適用されます。
- 注4 特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害手当、育成手当、ひとり親家庭等医療費助成の判定対象となる本人とは、障害者の父母またはその児童を養育する方です。
- 注5 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の本人所得の判定は、本人所得に養育費の8割相当額を加えた額で行います。
- 注6 所得判定は、所得から社会保険料や医療費などの控除対象となっているものを引いた額で行います。
- 注7 障害基礎年金の本人の所得制限は20歳前障害のみ適用されます。対象となる扶養親族によっては所得制限額が変わることがあります。
- 注8 所得制限基準額は毎年見直しがあり、年度によって変更になります。
- 注9 特別障害者手当(国)、障害児福祉手当(国)は、令和7年度の金額です。
- 注10 特別児童扶養手当、児童扶養手当の手当額は、令和6年度のコレです。



障害者に関するマーク

マーク	名称・概要等	問合せ先
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人々が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマークです。障害がある人々の住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの基準に基づき使用することを推奨しています。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523 ホームページ https://www.jsrpd.jp/
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886 ホームページ https://ncwbj.or.jp
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すマークです。また、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。コミュニケーション方法に配慮を求めたり、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、聴覚に障害のある方に援助を行うことを示したりするのに用います。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046 ホームページ https://www.zennancho.or.jp/
	筆談マーク 聞こえない・聞こえにくい方、音声・言語障害の方、知的障害の方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める際に提示するマークです。また、公共機関や店舗をはじめとした民間施設などがこのマークを掲示し、筆談による対応が可能なことを示したりするのに用います。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449 ホームページ https://www.jfd.or.jp
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬をいいます。公共施設や交通機関、不特定多数が利用する施設（飲食店、デパート、ホテル、病院など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 ☎ 03-5253-1111（代） FAX 03-3503-1237
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人日本オストミー協会 ☎ 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682 ホームページ https://www.joa-net.org/
	ハート・プラスマーク 「身体内部に障害がある方」を表すマークです。心臓、呼吸器などの内部障害は外見からは分からなく、様々な誤解を受けることがあります。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作成されたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 メール info@heartplus.org ホームページ https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ヘルプカード 障害者（難病患者を含む）のかたに、ヘルプカードを配付します。ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮して欲しいこと等が記載できるようになっており、支援を必要とする人が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。 配付場所：障害者支援課、保健所・各保健相談所 ※外出が困難な方には郵送いたしますので、右記へお問い合わせください。	江東区 障害者支援課身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953（深川地区） 03-3647-4958（城東地区） FAX 03-3647-4910 防災センター 2 階
	東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、建築物等の整備主は、新築・改修の際に、工事に先立って、整備基準を満たす届出が必要となる場合があります。また、新築・改修の施設に限らず、条例で定める「都市施設」が整備基準（努力基準）に適合していると認められる場合は、施設所有者等の請求により、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付します。	江東区 都市計画課都市計画担当 （ユニバーサルデザイン） ☎ 03-3647-9781 FAX 03-3647-9009 区役所 5 階



江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例

全ての区民が障害の有無にかかわらず、社会活動に参加し、安心して心豊かに暮らすためには、互いの意思及び感情を伝え合う障害者の意思疎通を促進することが重要であり、日常生活及び災害時において、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することが地域社会に求められている。

手話は、障害者の権利に関する条約の採択及び障害者基本法の改正により、言語として位置づけられている。

区は、区内に暮らす人及び働く人だけでなく、江東区を訪れる人たちも含めて円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話を言語として普及するとともに、手話、要約筆記、点字などによる障害者の意思疎通を促進していく。

ここに、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いにその人格及び個性を尊重しながら共生する地域社会を実現すべく、この条例を制定する。

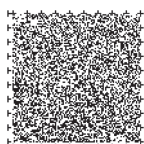
(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であることを普及し、及び障害者の意思疎通を促進することについて、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することにより、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下これらを「障害」という。）のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置の使用その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。
- (4) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者その他区内で活動する全ての者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。



(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 手話は、言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産であること。
- (2) 障害の有無にかかわらず互いに理解し、その人格及び個性を尊重すること。
- (3) 障害者の意思疎通を円滑に図る権利を最大限尊重すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話は言語であることを普及するとともに、障害者が意思疎通手段を円滑に利用し、必要な情報を取得することができるよう、施策を推進するものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通手段の利用環境の整備に努めるものとする。

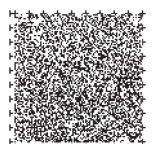
(施策の推進)

第7条 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障害者の意思疎通手段の普及のための啓発
- (2) 障害者の意思疎通手段の利用に資する環境整備
- (3) 障害者の意思疎通手段を習得する機会の提供
- (4) 障害者の意思疎通手段による情報の発信等

附 則

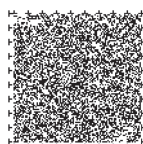
この条例は、令和2年4月1日から施行する。



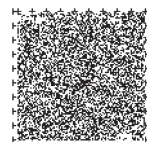
障害者福祉のてびき さくいん

あ	
IT技術者在宅養成講座……………	110
愛の杖の配付……………	60
愛の手帳（知的障害）判定基準表……………	136
愛の手帳（療育手帳）……………	19
い	
移動支援事業……………	63
え	
NHK受信料の減免……………	90
NTT東日本ふれあい案内 （無料番号案内）……………	91
エンジョイ・クラブ……………	112
お	
屋外スポーツ施設の利用料減免……………	93
屋内スポーツ施設の利用料減免……………	93
か	
介護用ベッド（電動）の貸出……………	61
家具転倒防止器具の取付……………	75
紙おむつの現物支給……………	58
き	
聞こえない・聞こえにくい乳幼児の相談	14
居宅介護 （身体介護・家事援助・通院等介助）……………	62
緊急一時保護……………	64
緊急一時保護（施設利用）……………	65
緊急ネット通報（東京消防庁）……………	75
く	
区議会だより（音声版）……………	76
区民農園自動車駐車場の使用料免除……………	93
車いすの貸出……………	61
け	
軽自動車税（種別割）の減免……………	96
携帯電話使用料等の割引……………	92
月額利用者負担上限額……………	28
健康センター リハビリ事業……………	114
権利擁護センター「あんしん江東」……………	15
こ	
公園施設の使用料減額……………	92
航空運賃の割引……………	89

高次脳機能障害の相談・支援……………	12
こうとう安全安心メール……………	74
行動援護……………	62
江東区社会福祉協議会……………	14
江東区手話言語の普及及び障害者の 意思疎通の促進に関する条例……………	140
こうとう区報（点字版・音声版）……………	76
江東区防災アプリ、江東区防災ポータル	74
江東区ボランティア・ 地域貢献活動センター……………	115
高齢者の方に対する税法上の障害者控除	95
国立職業リハビリテーションセンター……………	109
個人事業税の減免……………	97
ごみ出しサポート……………	69
さ	
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業……………	66
在宅難病患者一時入院事業（都制度）……………	39
在宅難病患者医療機器貸与……………	39
裁判員制度参加者への支援……………	102
し	
JR旅客運賃の割引……………	88
自家発電装置等の給付……………	60
施設入所支援……………	123
失語症者向け意思疎通支援者の派遣……………	72
私鉄旅客運賃の割引……………	89
自転車駐車場の使用料減額……………	92
児童育成手当（育成手当）……………	34
児童育成手当（障害手当）……………	34
自動車運転教習費の助成……………	83
自動車改造費の助成……………	82
自動車税（軽自動車税） 環境性能割・自動車税種別割の減免……………	95
自動車燃料費助成……………	81
児童相談所（東京都江東児童相談所）……………	14
児童扶養手当（国制度）……………	33
就学相談……………	111
就学前の児童の運動や ことばなどの発達療育相談……………	14
重症心身障害児（者） 在宅レスパイト支援事業……………	66
住宅入居等支援事業……………	106
重度障害者大学等修学支援事業……………	66

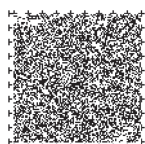


重度障害者等就労支援事業	67	自立支援医療（精神通院医療）	48
重度障害者等包括支援	63	寝具の乾燥消毒・水洗い	68
重度心身障害者手当（都制度）	32	心身障害者（児）医療費助成（マル障）	46
重度心身障害者特別給付金	35	心身障害者（難病）福祉手当（区制度）	30
重度身体障害者等救急通報システム	73	心身障害者生活寮	123
重度脳性麻痺者介護	67	心身障害者扶養共済制度（東京都）	36
重度訪問介護	62	身体障害者障害程度等級表	133
住民税の障害者控除	94	身体障害者相談員・知的障害者相談員	18
就労支援機器貸出・相談窓口	107	身体障害者手帳	19
宿泊型自立訓練	123	す	
出張調髪サービス	68	水道・下水道料金の減免	90
手話通訳者の派遣	78	せ	
手話通訳者の窓口配置	10	生活介護	63
手話通訳者の養成	115	生活福祉資金貸付制度	110
手話による区政情報発信	78	精神障害者グループホーム	126
障害基礎年金（国民年金）	37	精神障害者都営交通乗車証	86
障害厚生年金・障害手当金		精神障害者保健福祉手帳	20
（厚生年金保険）	37	精神保健相談（区）	12
障害児（者）の親のための講座	112	精神保健相談	
障害児通所支援施設	127	（東京都精神保健福祉センター）	16
障害児福祉手当（国制度）		成年後見制度の相談	99
20歳未満の方	31	成年後見制度利用支援事業	99
障害者虐待防止センター	11	選挙の投票	101
障害者雇用率・障害者各種助成金等	110	そ	
障害者支援課	10	相続税の軽減	97
障害者施策課	10	相談支援事業所	124
障害者就労・生活支援センター	12	贈与税の非課税	97
障害者総合支援法と		粗大ごみ等収集手数料の減免	90
児童福祉法に基づくサービス	21	た	
障害者総合支援法の（難病等）		代筆・代読支援	77
対象疾病一覧	43	タクシー運賃の割引	89
障害者通所支援施設	118	短期入所	123
障害者に関するマーク	139	短期入所（ショートステイ）	64
障害者福祉センター	116	ち	
障害者福祉センター 機能訓練	114	地域生活支援センター・	
障害程度別対象事業一覧表	4	地域活動支援センター	13
障害年金生活者支援給付金	38	地域生活支援センター・	
障害福祉サービス等の内容	22	地域活動支援センター（施設一覧）	123
障害福祉サービス等利用の手続き	25	知的障害者グループホーム	125
小児慢性特定疾病医療費助成	47	駐車禁止等除外標章の交付	84
小児慢性特定疾病児童等		中等度難聴児の補聴器購入費助成	59
日常生活用具給付	58	聴覚障害者向け映像ライブラリー事業	79
所得税の障害者控除	94	聴力障害者情報文化センター	17
自立支援医療（育成医療）	48		
自立支援医療（更生医療）	48		



て	
手当・年金等給付額および 所得制限基準額（令和7年度）	138
点字図書館	77
点字図書の給付	77
点訳等サービス	76
電話リレーサービス	78
と	
東京しごと財団	108
東京障害者職業センター	107
東京障害者職業能力開発校	109
東京都医療的ケア児支援センター	17
東京都障害者休養ホーム	72
東京都障害者スポーツセンター	113
東京都心身障害者福祉センター	16
東京都発達障害者支援センター （こどもTOSCA・おとなTOSCA）	16
東京都立心身障害者口腔保健センター	49
東京都立東部療育センター	49
同行援護	62
都営交通無料乗車券	85
都営住宅使用料の特別減額	105
都営住宅ポイント方式募集（家族向）	103
都営住宅募集（単身者向）	104
都営住宅募集 （単身者用車いす使用者向）	104
都営住宅優遇抽せん制度（家族向）	103
特別支援教育就学奨励制度	112
特別児童扶養手当（国制度）	32
特別障害給付金	38
特別障害者手当 （国制度）20歳以上の方	31
都市再生機構「新築UR賃貸住宅」の 抽選時の倍率優遇	105
図書館の障害者サービス	70
都立特別支援学校	111
な	
難病医療費等助成制度	47
難病医療費等助成対象疾病一覧	40
難病療養相談（区）	39
難病療養相談 （東京都難病相談・支援センター）	39

に	
日常生活自立支援事業	100
日常生活用具・設備改善費の給付	51
入浴サービス	67
は	
ハローワーク木場（公共職業安定所） （しごとの相談）	108
ハンディキャプの貸出	83
ひ	
ひとり親家庭等医療費助成（マル親）	47
避難行動要支援者名簿	73
110番アプリシステム	74
ふ	
フェリー旅客運賃の割引	89
福祉タクシー券	81
福祉定期預金	98
ふれあいサービス （有償家事・介護等支援）	69
文化教養講座 （聴力障害者情報文化センター）	79
ほ	
ホームページ（区公式）の音声読み上げ	76
保健所	11
補助犬の給付	59
補装具費の支給	50
み	
ミドルステイ	65
民営バス料金の割引	88
民間賃貸住宅の情報提供 （お部屋探しサポート）	106
民生委員・児童委員	18
も	
盲ろう者の支援 （東京都盲ろう者支援センター）	80
ゆ	
郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の 無償配付	91
郵便料金の割引	91
有料道路通行料金の割引	86
よ	
要約筆記者の派遣	79
り	
リフト付福祉タクシー	82



「障害者差別解消法」をご存知ですか？

平成28年4月「障害者差別解消法」（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

この法律は、国や市区町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とした差別」をなくすための法律です。

障害を理由とした差別には、次の2種類があります。

不当な差別的取扱い（行政機関、民間事業者とも禁止）

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけることです。

合理的配慮の不提供（合理的配慮の提供について、行政機関・民間事業者ともに義務）

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず「社会的障壁（※）」を取り除く合理的な配慮をしないことです。

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務になりました。

※「社会的障壁」

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる、次のようなものをいいます。

- ①社会における事物（通行・利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障害のある人への偏見など）

障害を理由とする差別で困ったときは、ご相談ください。

障害者施策課施策推進係 ☎ 3647-4749 FAX3699-0329

メールアドレス shisaku-k@city.koto.lg.jp

障害者福祉のてびき

2025年10月発行

印刷登録番号（7）37号

編集発行 江東区障害福祉部障害者支援課
江東区東陽4丁目11番28号
電話 03-3647-9111（大代表）

印刷 協和総合印刷株式会社
江東区大島7丁目37番2号
電話 03-3685-6411





障 害 の あ る 方 が
このカードで支援を求めます
障害者支援課の窓口で配布しています

